

飯南町障がい者福祉計画・

第7期飯南町障がい福祉計画・第3期飯南町障がい児福祉計画

支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる共生社会の実現

(案)



令和6年 月

飯 南 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 障がい者の定義.....	1
3. 計画の法的な位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 関連する計画.....	3
6. 国の示す 7 つの基本理念.....	3
7. 障害者差別解消法改正.....	5
8. 計画の策定・推進体制.....	5

第2章 飯南町の障がいのある人を取巻く現状

1. 飯南町の人口の推移.....	6
2. 障がい者の状況.....	7
3. 障がい者を対象としたサービス体系.....	11
4. 障がい者意識調査結果.....	14
5. 障がい者団体及び事業者の意識調査結果.....	20
6. 現状課題と施策の方向性.....	22

第3章 第4期障がい者福祉計画

1. 計画の基本理念.....	23
2. 基本方針及び施策体系.....	23
3. 施策の実施.....	25

第4章 第 7 期飯南町障がい福祉計画・第 3 期飯南町障がい児福祉計画

1. 計画の策定にあたって.....	46
2. 計画の方針.....	47
3. 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み.....	54
4. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	66

資料編

1. 飯南町障がい(者)福祉計画策定委員会.....	75
2. 飯南町障がい福祉計画 策定経過.....	76
3. 用語解説.....	77

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

飯南町では、平成 19 年度に飯南町障害（者）福祉計画を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い施策分野にわたり、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。平成 30 年度には、第 3 期障がい者福祉計画を策定し継続的な障がい者施策に取り組んでいます。

また、令和 3 年度には第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画を策定し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律※」（略称：障害者総合支援法）及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービス等の提供体制の確保や推進のための取組を進めてきました。

国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた平成 23 年の「障害者基本法※」の大幅な改正により、障がい者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生まれるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の範囲や定義が見直されました。

その後、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」と平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行され、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げを除去する等の共生社会※の実現に向けた取り組みが進められています。

現在までには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行や「障害者雇用促進法」「バリアフリー※法」などをはじめとした各種関連法の整備により、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」に向けた、取組の更なる強化が図られています。

本町でも、障がい者福祉の大きな動向をふまえるとともに、これまでの障がい者福祉施策の状況及び障がい者とその家族の意向等を把握し、今後の障がい者福祉施策を一層総合的・計画的に推進していくために、「第 4 期障がい者福祉計画」を策定することとしました。

※「障害」表記の取扱いについて

原則として「障がい」とひらがな表記とします。なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記とします。

2. 障がい者の定義

障害者総合支援法における障がい者は、18 歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい※者を含む）、難病※患者です。また、児童福祉法における障がい児は、18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい※者を含む）、難病患者です。

なお、本計画で定める成果目標やサービス見込量は、障がい者や障がい児に関するものです。

3. 計画の法的な位置づけ

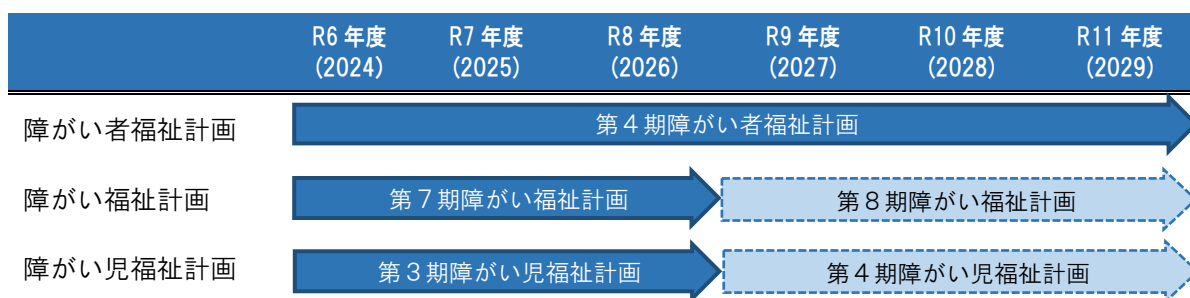
本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に定めるものです。

計 画	障がい者福祉計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	飯南町の障がい者施策を総合的に推進するための計画	障がいのある人の地域生活を支援するための提供体制の確保を図るための実施計画	障がいのある児童の地域生活を支援するための提供体制の確保を図るための実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障がい者施策全般について、その基本的な方向を定める。	国基本指針に即して、地域生活移行、一般就労への移行者数などの数値目標及び障害福祉サービス※等の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。	国基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の整備に関する数値目標及び障害児通所支援※等の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。

4. 計画の期間

本町では、「障害者基本法」に基づいて、障がい者のための施策の基本的な理念や施策の方向性を示す「障がい者福祉計画」の計画期間を 6 か年として策定します。そして、計画期間を前期と後期に分け、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間 3 か年とし、「障がい者福祉計画」と一体のものとして策定します。

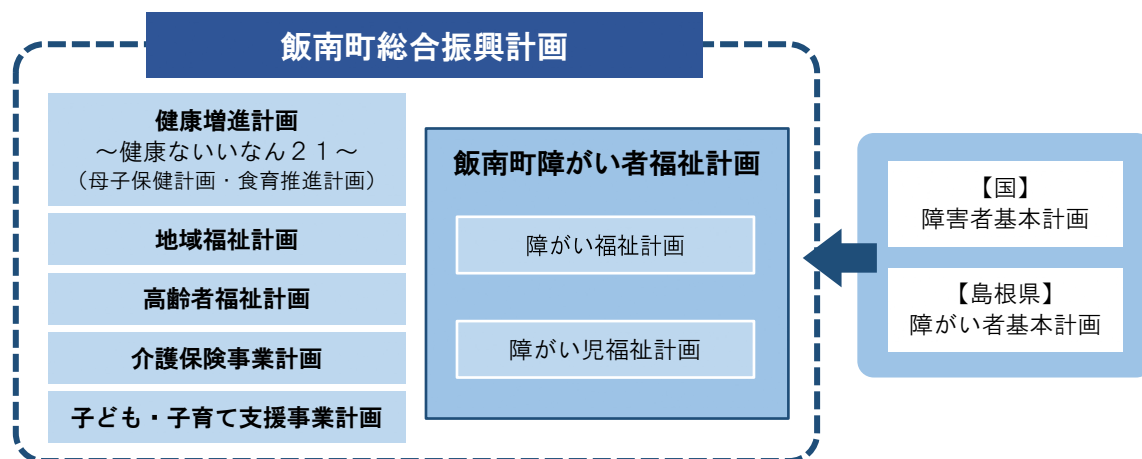
図. 計画期間



5. 関連する計画

本計画は、「飯南町総合振興計画」のもと、各種関連計画（「健康^{きめ}な^めいいなん21」「飯南町高齢者福祉計画」「介護」「飯南町子ども・子育て支援事業計画」等）との整合性を図りながら策定しました。

図. 計画の位置づけ



6. 国の示す7つの基本理念

国は、障害者総合支援法や児童福祉法、並びに障害者権利条約等の趣旨を踏まえて、以下の7つを基本理念として示しています。本計画は、これらの理念を踏まえて策定します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会[※]を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援[※]並びに地域生活支援事業[※]をいう。）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援をいう。）の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な支援

障害福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者などに対し、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい[※]者、難病患者について、障がい福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO※などによるインフォーマルサービス※の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、福祉施設への入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みをつくりまします。

また、地域の実情に応じて、介護保険サービスと障害福祉サービスを提供しやすくしていくために、共生型サービス※の提供体制の充実を進め、柔軟なサービスの確保等に係る取り組み及び日常生活において医療などの専門的な支援を要する者に対する包括的な支援体制の構築を計画的に推進します。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、児童のライフステージ※に沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するため、サービスの提供体制とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図ります。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するため、合理的配慮の提供とそのための環境整備をしながら、障がい者が多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

7. 障害者差別解消法改正

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3 年 5 月に障害者差別解消法は改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が令和 6 年 4 月から義務化されました。

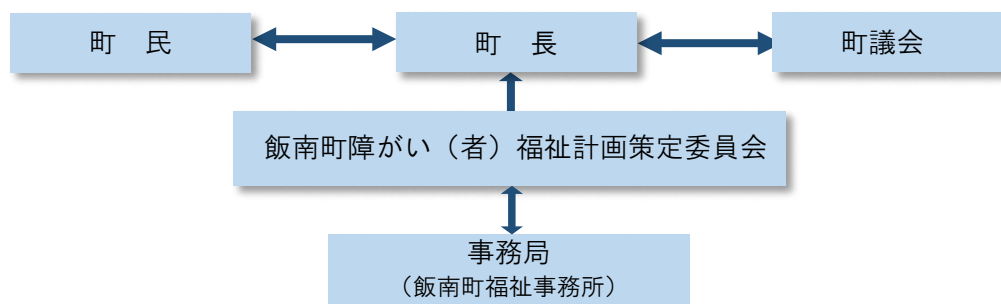
8. 計画の策定・推進体制

① 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、障がい者団体、障がい福祉関係事業所、保健・福祉関係者、一般町民・ボランティアからの代表者等で構成される「飯南町障がい（者）福祉計画策定委員会」で審議を進めました。また、障がい者手帳所持者へのアンケートや、障がい者団体等へのヒアリングを行い、様々な方から意見を頂戴しました。

これらの審議、検討等を踏まえ、委員長が町長に報告しました。

図. 飯南町障がい者福祉計画 策定体制図



② 計画の推進体制

（１）計画の推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、関係機関が連携を図りながら総合的に取り組むとともに、障がい者本人・団体、保健・福祉等の関係者で構成される総合支援協議会※において、地域ネットワークの構築や社会資源の開発など、地域で支えるシステムづくりに取り組み、計画の推進を図ります。

進行管理についても、総合支援協議会と連携を取りながら、進行状況を把握し計画の推進に関する必要な事項の協議・検討を行います。

（２）点検・評価

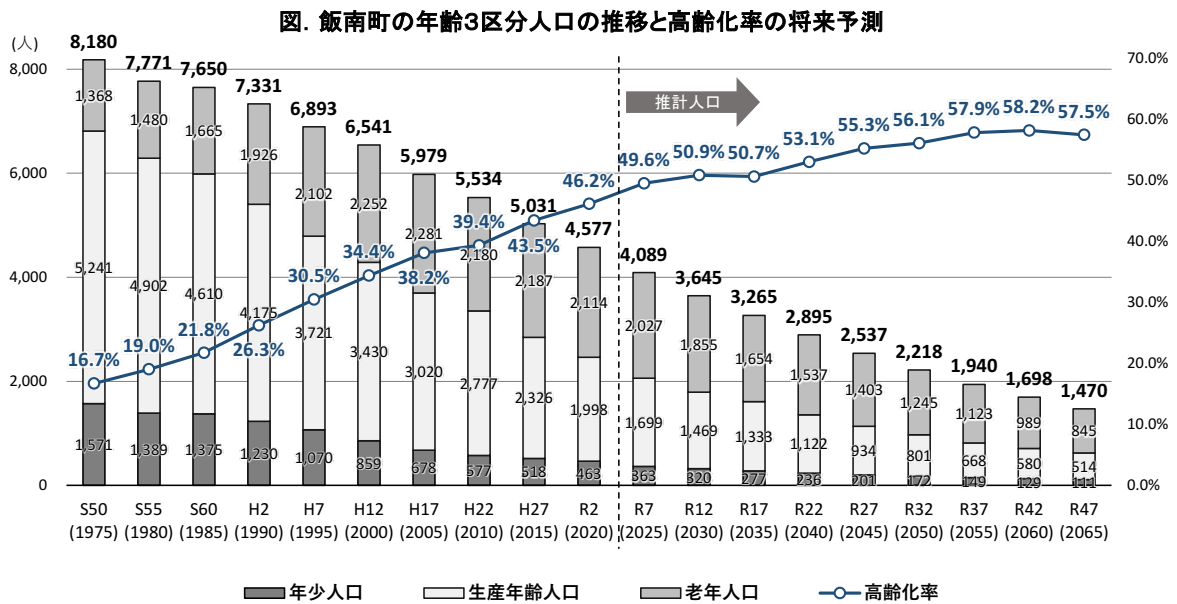
計画の達成状況や施策の効果を検証するために、各年度において、この計画の推進にかかわるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、庁内関係部署と連携する中で、事業の推進について点検・評価を行います。

第2章 飯南町の障がいのある人を取巻く現状

1. 飯南町の人口の推移

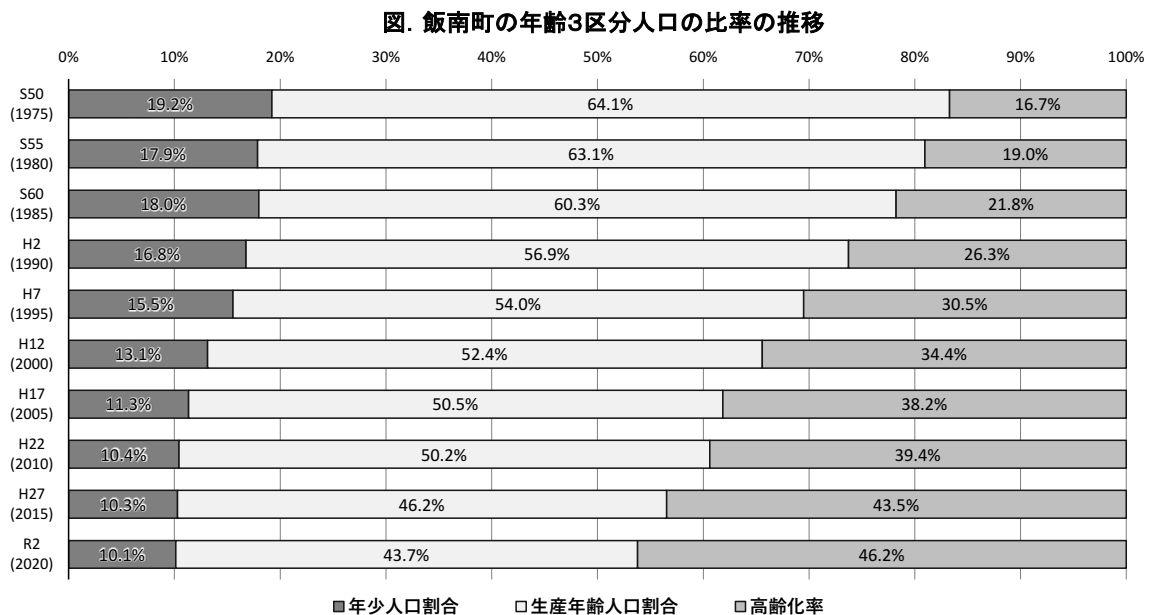
本町の人口は、4,577 人（令和 2 年国勢調査）となっています。これは、1975 年の人口と比較して、約 44%減少しています。年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある反面、老年人口は、約 1.5 倍になっており、人口減少・高齢化が進行しています。

推計値によると、2030 年には人口は令和 2 年の約 20%減少し、高齢化率は 50%を超えることが予測されています。



出典: 令和2年までは国勢調査

令和 7 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所推計値



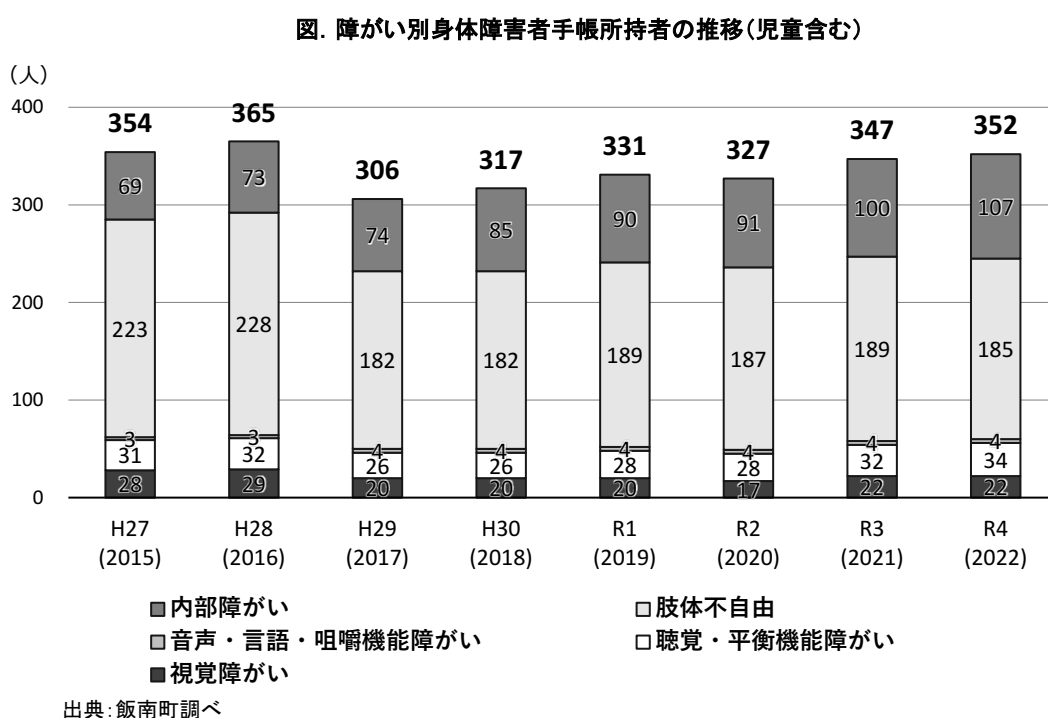
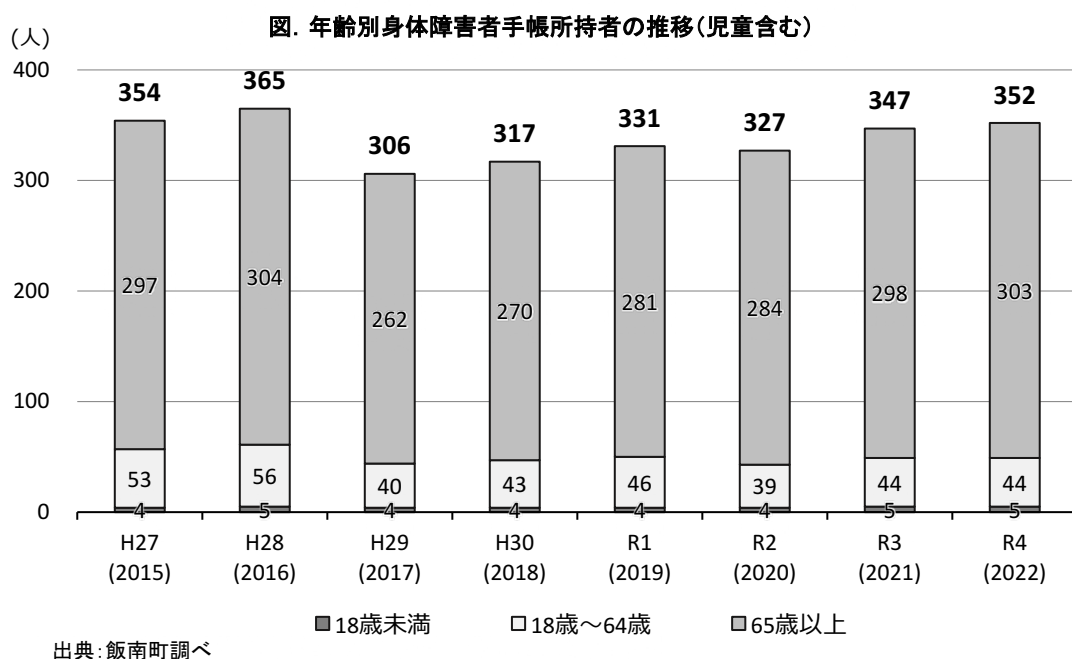
出典: 国勢調査

2. 障がい者の状況

① 身体障がい者(身体障害者手帳所持者)

身体障害者手帳所持者数の推移は、2016 年をボトムとして減少傾向にありましたが、2017 年からやや増加傾向にあります。障がい別では主に内部障害及び聴覚・平衡機能障がいにおける手帳保持者の増加が見られます。年齢層別の身体障害者手帳所持者の推移を見ると 65 歳以上の所持者が、303 人と最も多く、全体の 86%を占めています。

2020 年 3 月末の身体障害者手帳所持者数は 327 人であり、2020 年の国勢調査人口と比較すると約 7%にあたり、14 人に 1 人が、何らかの障がいをもっている計算となります。



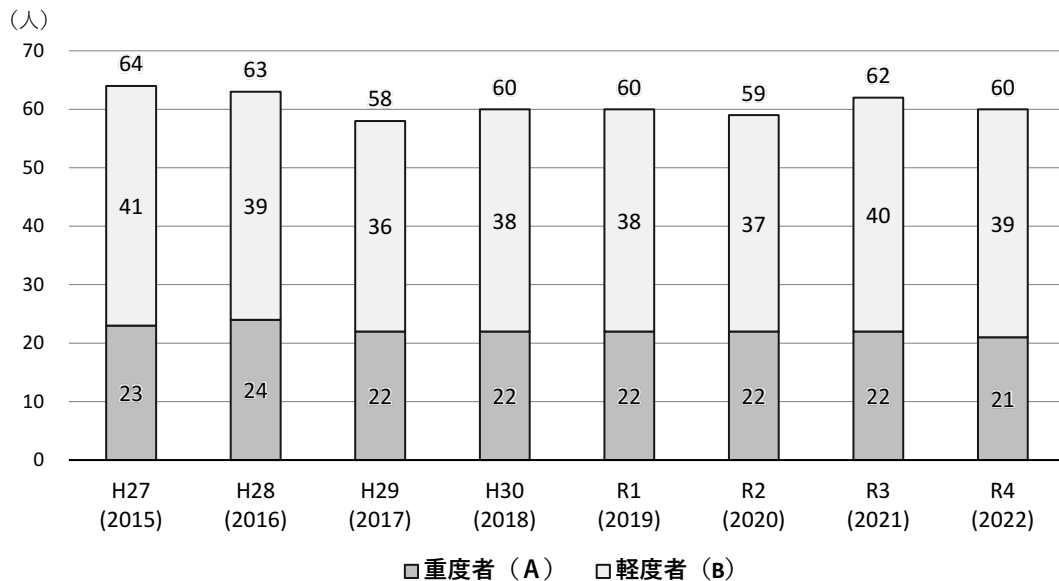
② 知的障がい者（療育手帳所持者）

療育手帳所持者は、2017年に若干減少し58人となり、以降重度者（A）は約20人、軽度者は約40人の計60人前後で推移しています。

年齢別の推移を見ると、2017年に30～39歳が6人から3人に半減し40～49歳が7人から11人に増加し以降同規模で推移しています。

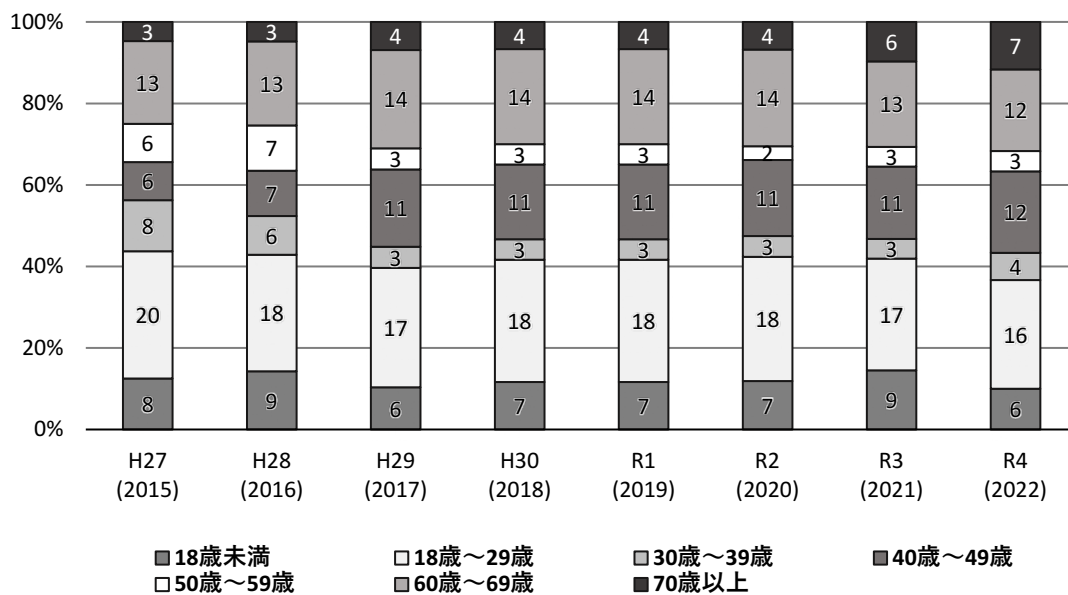
2015年からの推移では、70歳以上の所有者が増加傾向にあります。

図. 療育手帳所持者の推移（児童含む）



出典：飯南町調べ

図. 年齢別療育手帳所持者の推移（児童含む）



出典：飯南町調べ

③ 精神障がい者等

身体障害者手帳所持者数及び療育手帳所持者数が、ほぼ同規模で推移しているのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2015年と比較して約1.36倍となっており年々増加しています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、2017年まで100人前後で推移していましたが、以降は増加傾向にあり、令和4年は124人となっています。

図. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(児童含む)

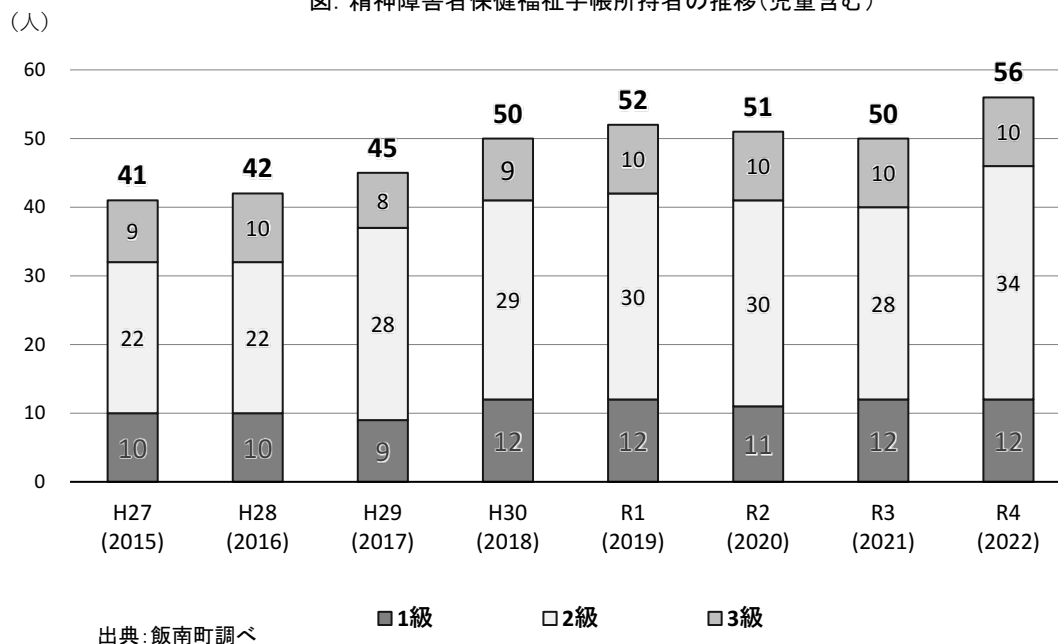
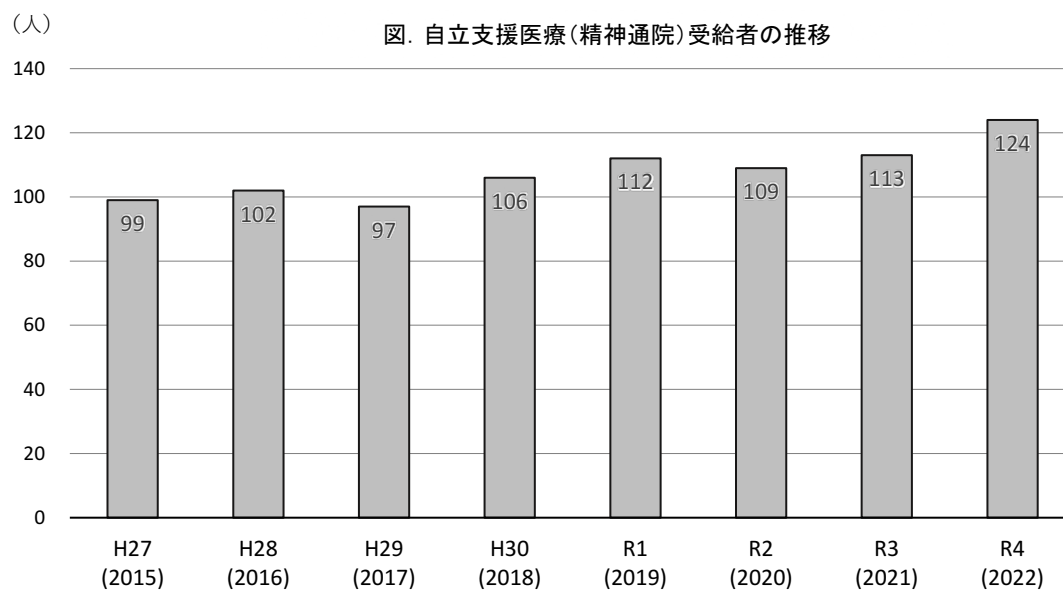


図. 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

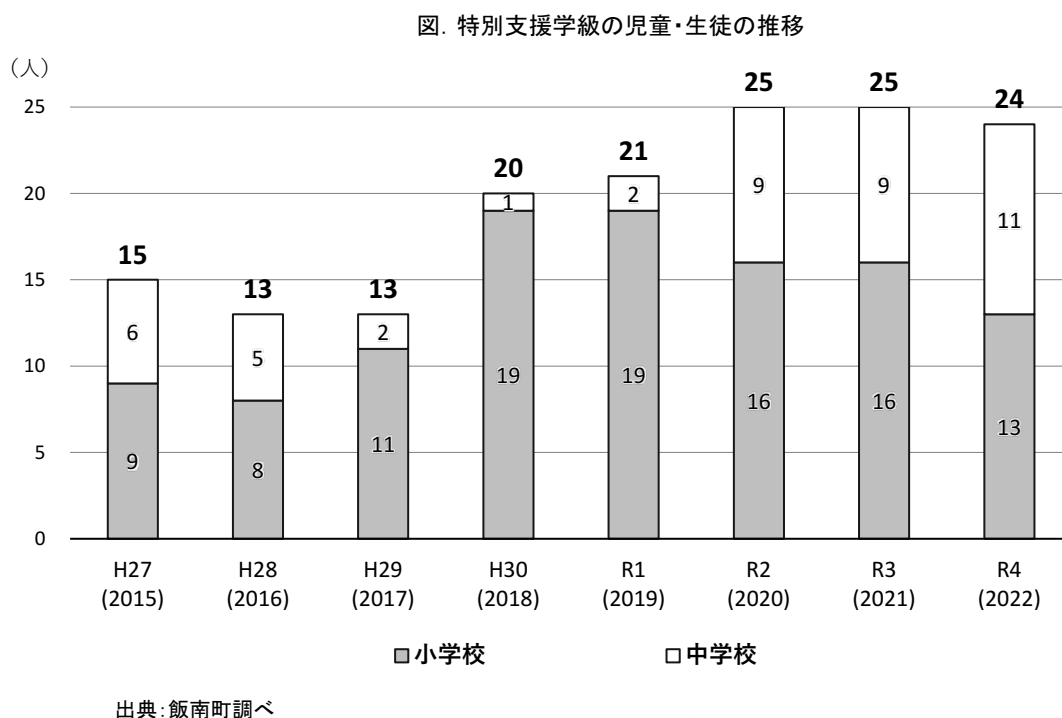
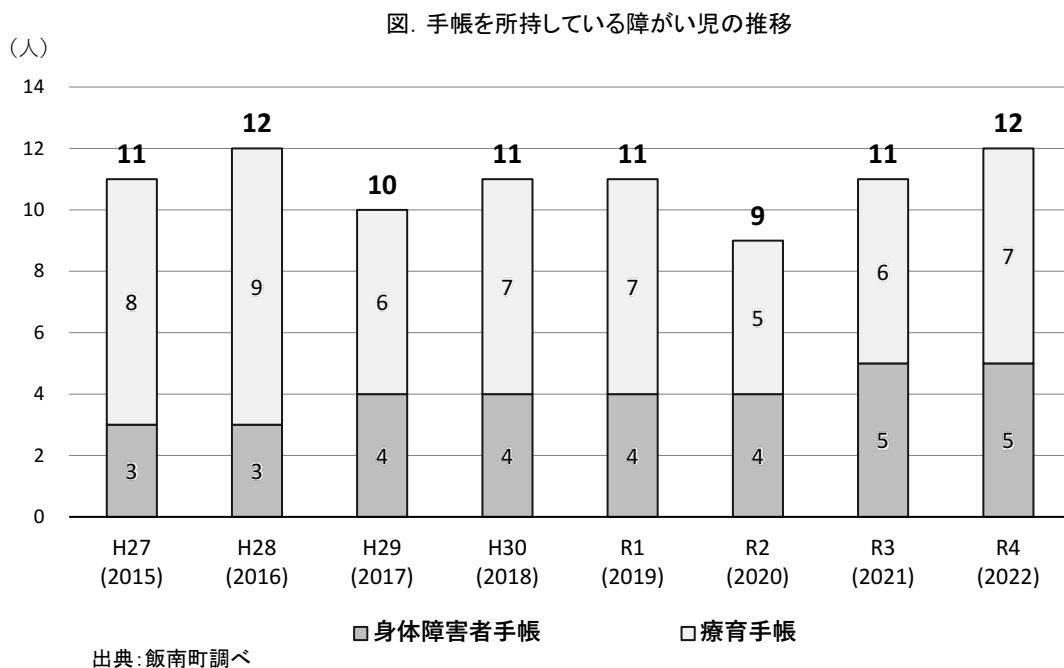


④ 障がい児の状況

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している児童・生徒は、10～12 人の間で推移しており大きな増減はありません。

一方、特別支援学級※の児童・生徒は、2017 年の 13 人から 2018 年に 20 人に急増し、2021 年には 25 人と倍増しました。

町の年少人口は、減少傾向にありますが、特別支援学級を利用する障がい児の割合は増加傾向にあるといえます。

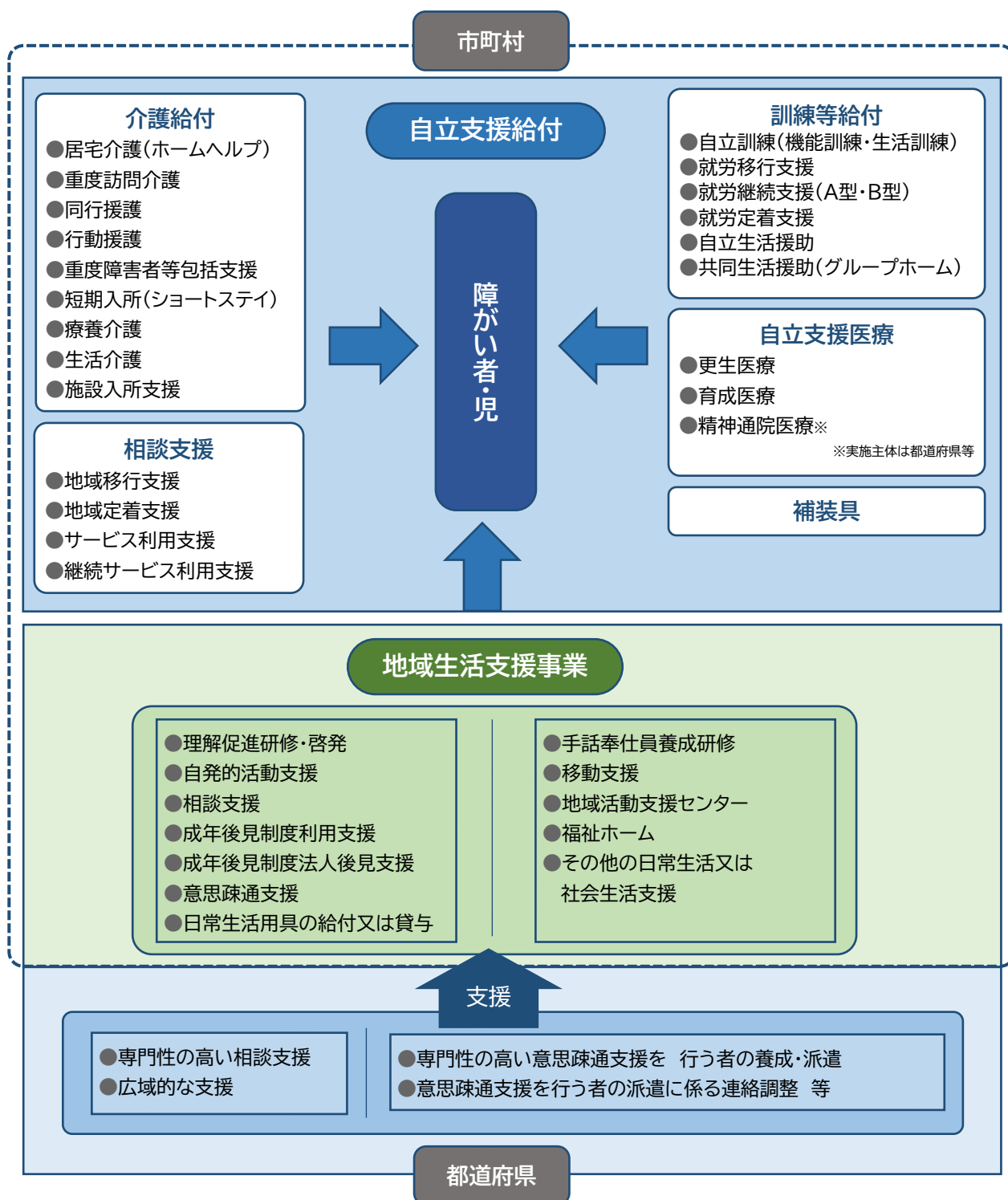


3. 障がい者を対象としたサービス体系

① 障害者総合支援法等にもとづくサービス体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービス等利用計画※案をふまえて支給決定される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村等が柔軟にサービスを設定できる「地域生活支援事業」で構成されています。

図. 障がい者総合支援法等サービス体系図



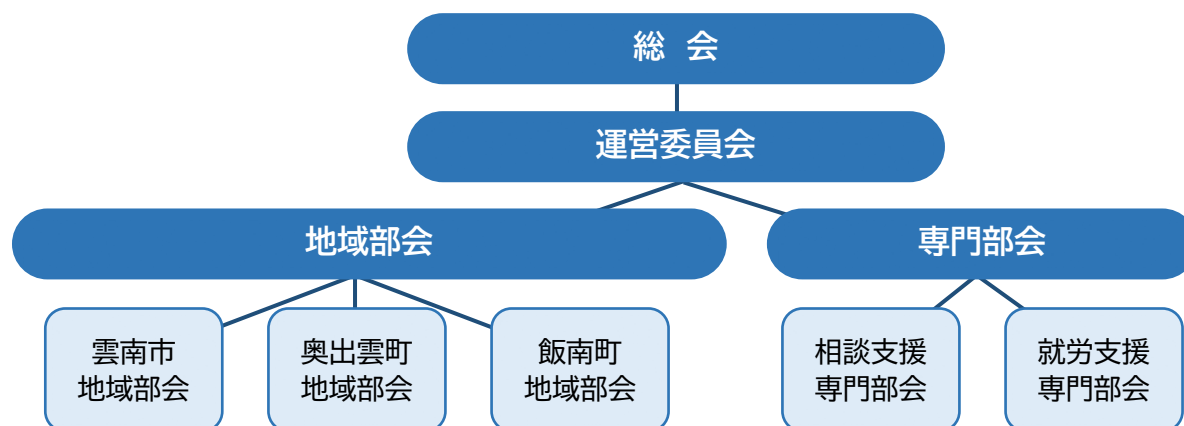
② 雲南圏域障がい者総合支援協議会(市町村自立支援協議会)

雲南圏域障がい者総合支援協議会は、雲南圏域にお住まいの障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができることを目的としています。

関係者が相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指すものであり、「総会」「運営委員会」「専門部会」「地域部会」で構成される重層的な会議体です。

飯南町地域部会は、障がい福祉サービス事業所、基幹相談支援センター※等により運営されています。

図. 雲南圏域障がい者総合支援協議会体系図

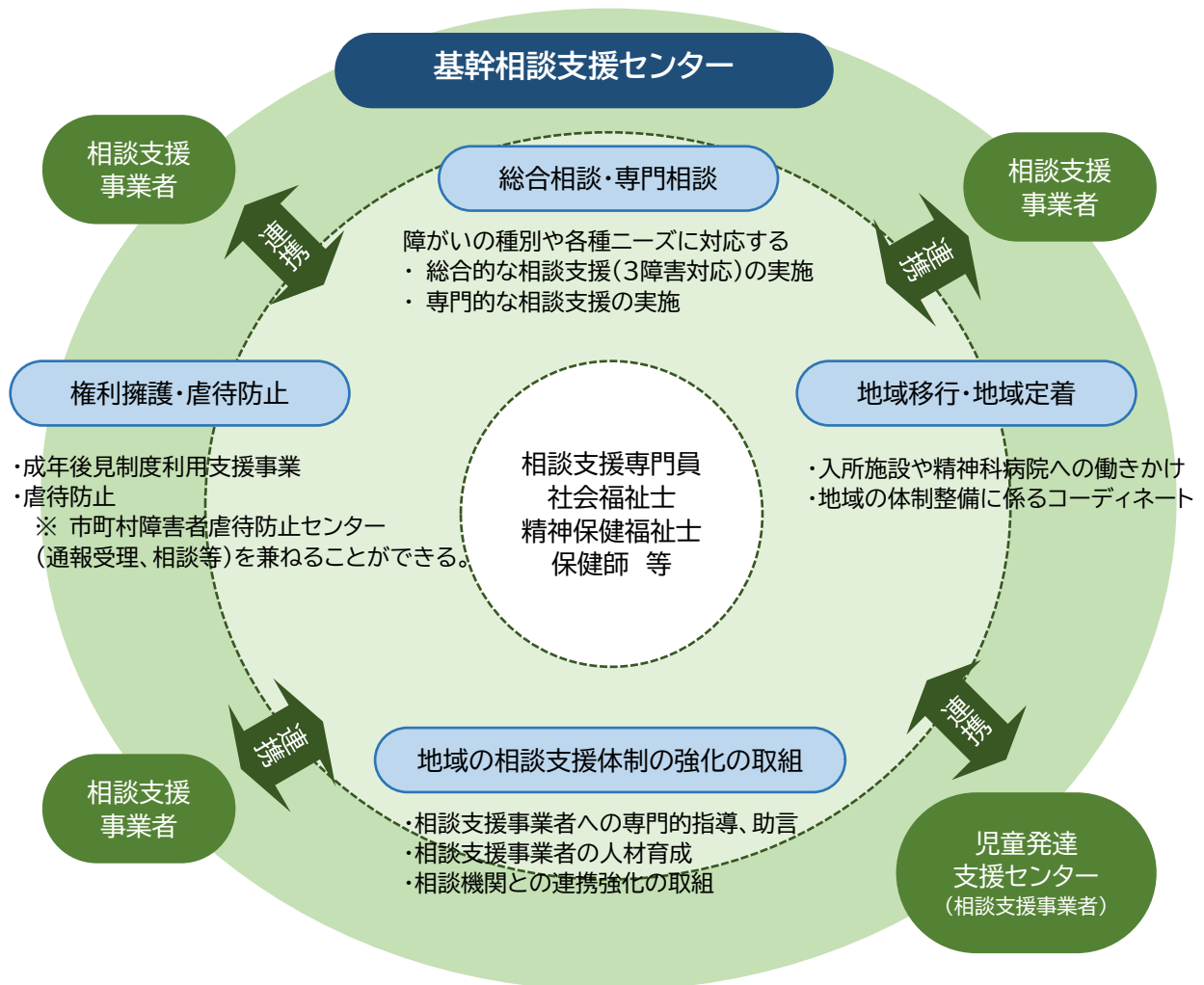


総 会	代表者が集まり各部会の報告・圏域全体で確認すべきことの協議をします。
運 営 委 員 会	総合支援協議会の運営・指針等について協議します。
専 門 部 会	課題別に、具体的な議論を深めるための部会です。
地 域 部 会	雲南圏域の各地域に応じた課題について協議します。 飯南町地域部会は 3 か月に一回のペースで実施しています。
相談支援専門部会	相談員のスキルアップを図っています。
就労支援専門部会	就労継続支援B型の利用者等が一般就労へ移行するための体制作りを検討しています。

③ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度※利用支援事業等を実施し、地域の実情に応じて業務を行います。

図. 基幹相談支援センターの役割体系図



4. 障がい者意識調査結果

① 調査対象と回収率

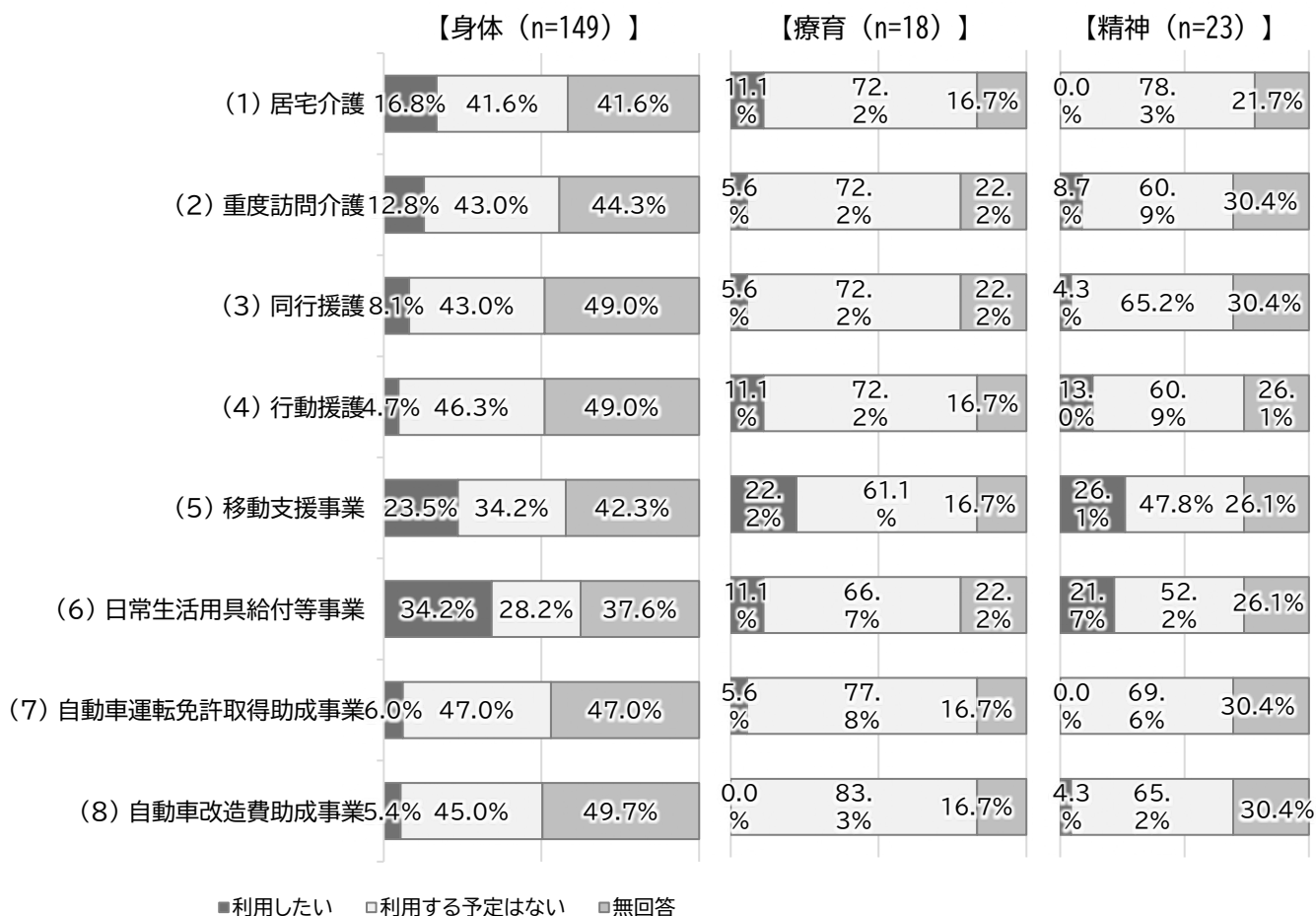
対 象	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者（身体障害者手帳所持者）	249	149	56.6%
知的障がい者（療育手帳所持者）	27	18	66.7%
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）	33	23	69.7%
障がい児 （障がい児通所支援・特別児童扶養手当受給者）	25	11	44.0%
合計	334	201	—

② 各障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスについて、今後の利用意向をお伺いしました。

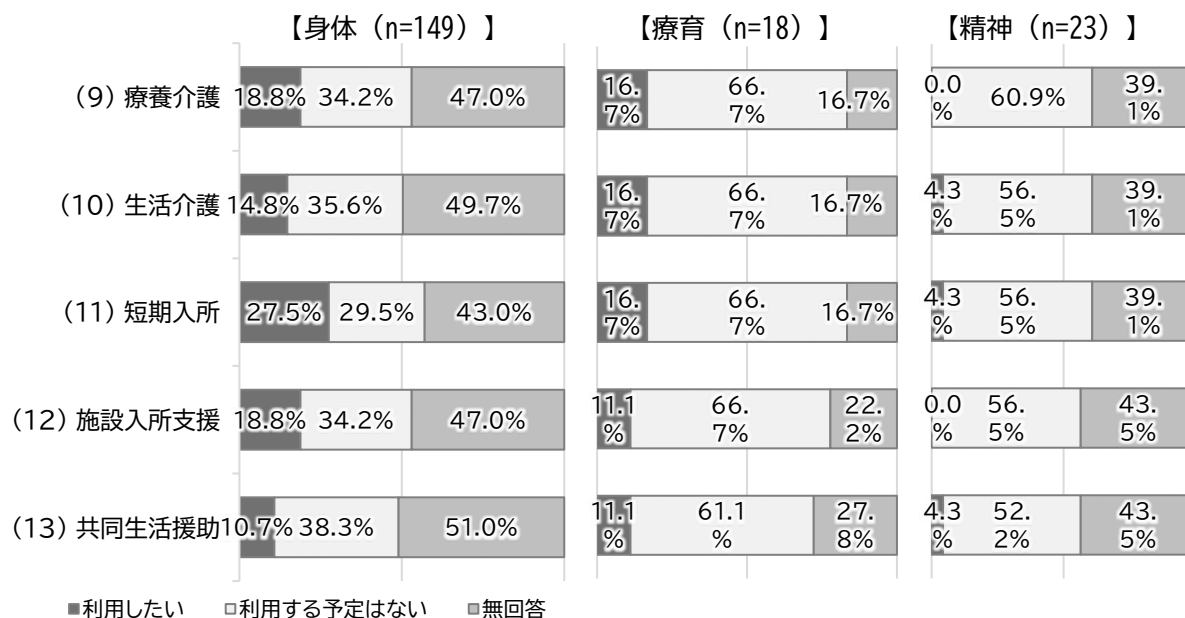
(1) 身体介護のサービス

- 身体障害者手帳をお持ちの方では、「日常生活用具給付事業」、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方では、「移動支援事業」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



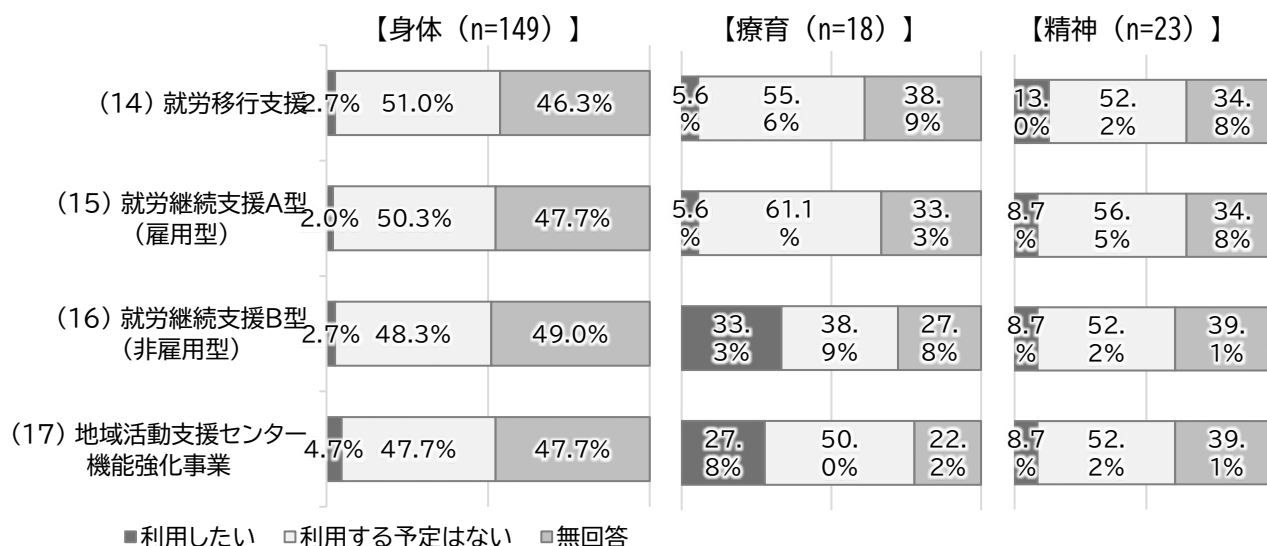
(2) 施設等で提供するサービス

- 身体障害者手帳をお持ちの方では、「短期入所支援」、療育手帳をお持ちの方は、「療養介護」「生活介護」「短期入所」、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、「生活介護」「短期入所」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



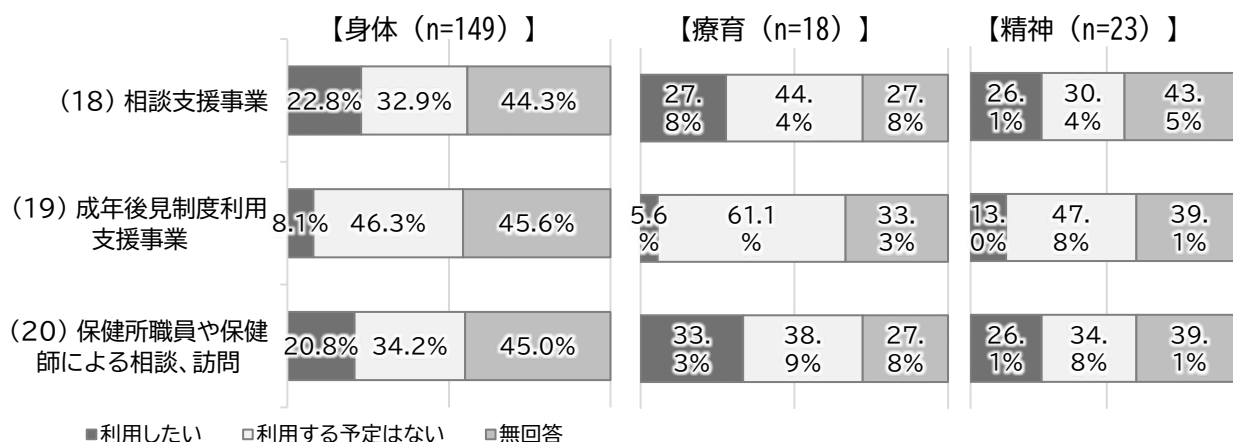
(3) 就労などに向けた訓練等のサービス

- 療育手帳をお持ちの方で、就労に向けた訓練等のサービスの利用意向が高く「就労継続支援 B 型」「地域活動支援センター機能強化事業」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



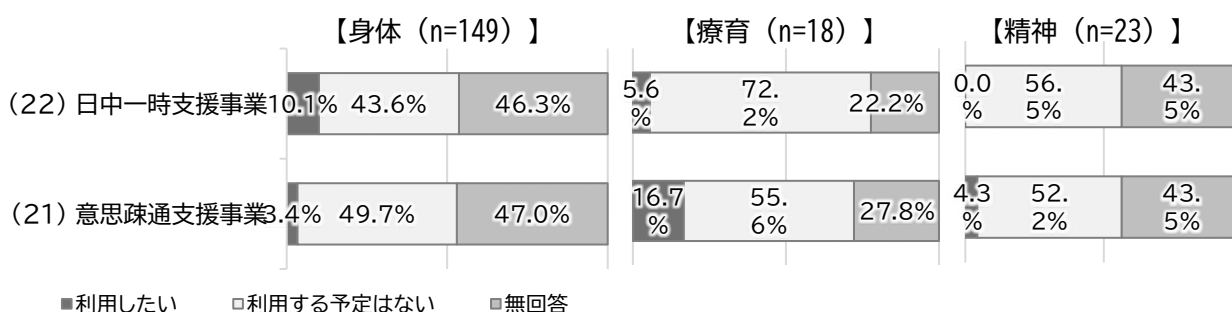
(4) 各種の相談サービス

- 所持している手帳の種類にかかわらず、「相談支援事業」「保健所職員や保健師による相談・訪問」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



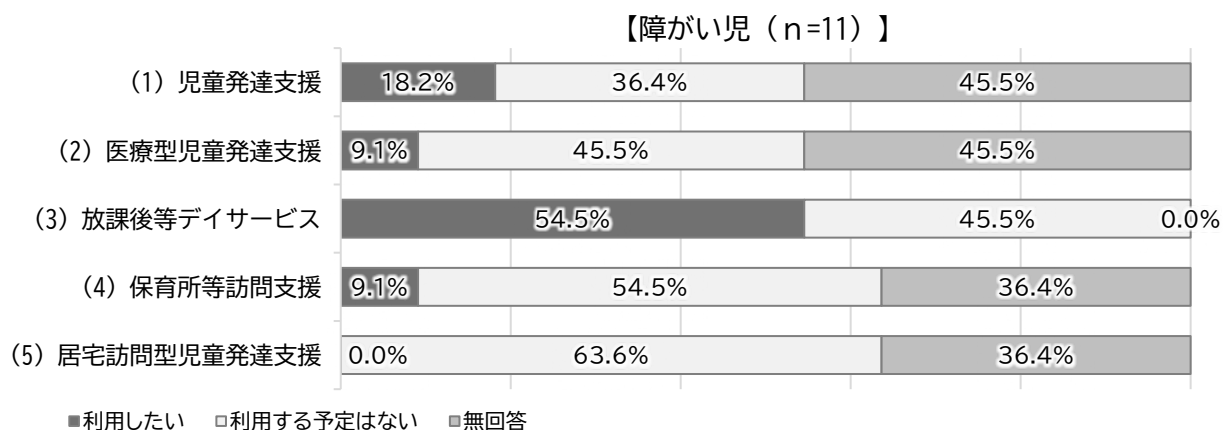
(5) その他の福祉サービス

- 身体障害者手帳をお持ちの方では、「日中一時支援事業」、療育手帳をお持ちの方では、「意思疎通支援事業」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



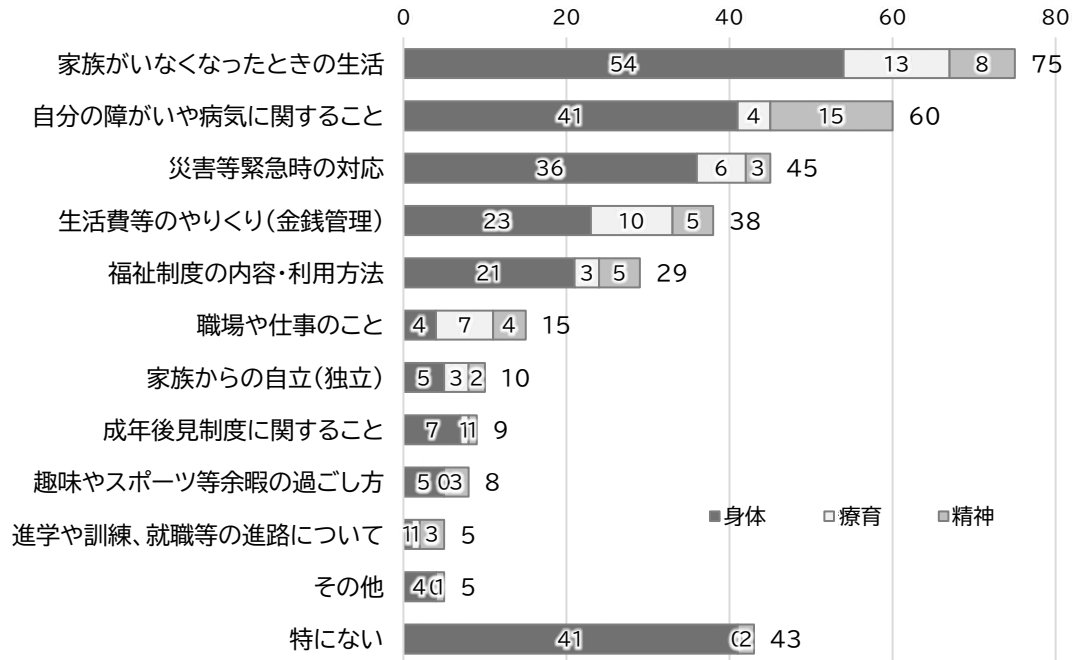
(6) 障害児通所支援サービスについて

- 障害児通所支援サービスを受けておられる方、又は特児受給者の方では、「放課後等デイサービス」を今後「利用したい」とする方が多いことが分かりました。



③ 悩みや困っていること

- 全体では「家族がいなくなったときの生活」が 75 件と最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が 60 件、「災害時等緊急時の対応」が 45 件でした。自身の将来への不安が大きいことがうかがえます。



		家族がいなくなったときの生活	自分の障がいや病気に関すること	災害等緊急時の対応	生活費等のやりくり(金銭管理)	福祉制度の内容・利用方法	職場や仕事のこと	家族からの自立(独立)	成年後見制度に関すること	趣味やスポーツ等余暇の過ごし方	進学や訓練、就職等の進路について	その他	特になし
全体	件数	190	75	60	45	38	29	15	10	9	8	5	43
	割合	100.0	39.5	31.6	23.7	20.0	15.3	7.9	5.3	4.7	4.2	2.6	22.6
身体	件数	149	54	41	36	23	21	4	5	7	5	1	41
	割合	100.0	36.2	27.5	24.2	15.4	14.1	2.7	3.4	4.7	3.4	0.7	27.5
療育	件数	18	13	4	6	10	3	7	3	1	0	1	0
	割合	100.0	72.2	22.2	33.3	55.6	16.7	38.9	16.7	5.6	0.0	5.6	0.0
精神	件数	23	8	15	3	5	5	4	2	1	3	3	2
	割合	100.0	34.8	65.2	13.0	21.7	21.7	17.4	8.7	4.3	13.0	13.0	8.7

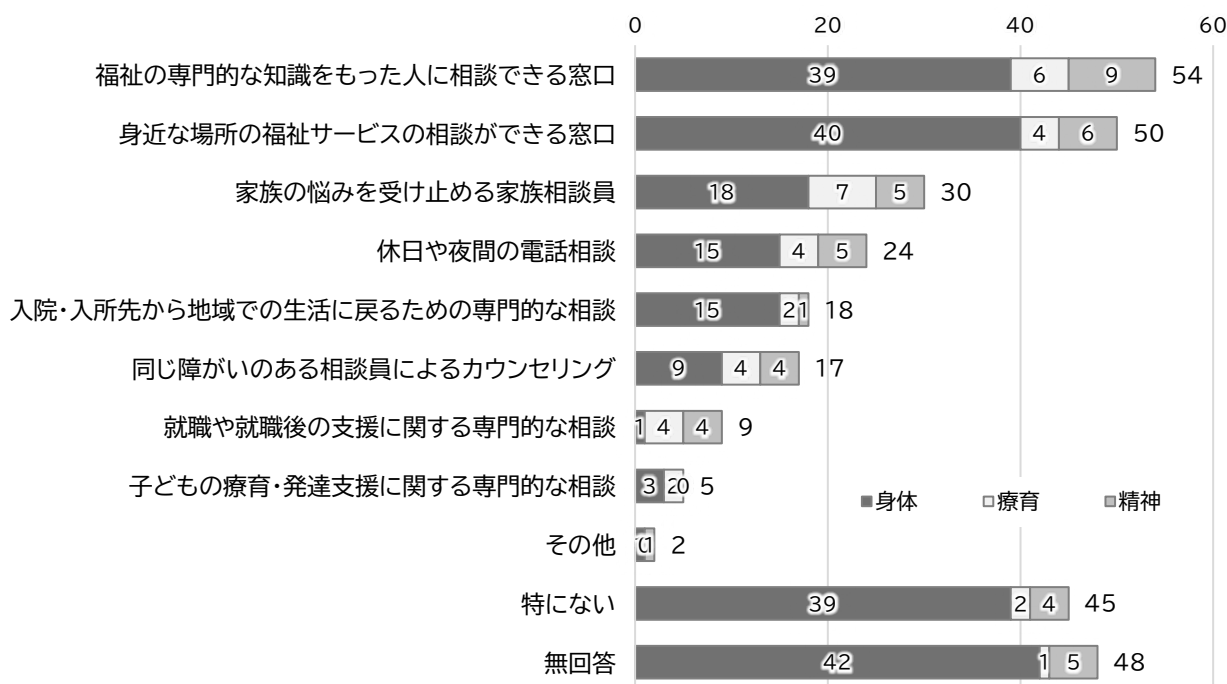
※表中の割合の数値は%を表している。

※数値の網掛け はその区分において最も高い数値を示す。(「無回答」を除く)

※青太字は全体平均より 5 ポイント以上 10 ポイント未満の値を示す。赤太字は、全体平均より 10 ポイント以上高い値を示す。

④ 相談支援体制の充実について

- 全体では、「福祉の専門的な知識をもった人に相談できる窓口」が最も多く 54 件、次いで、「身近な場所の福祉サービスの相談ができる窓口」が 50 件でした。専門的な相談ができる体制や身近な場所に窓口があることが求められています。



			福祉の専門的な知識をもった人に相談できる窓口	身近な場所の福祉サービスの相談ができる窓口	家族の悩みを受け止める家族相談員	休日や夜間の電話相談	入院・入所先から地域での生活に戻るための専門的な相談	同じ障がいのある相談員によるカウンセリング	就職や就職後の支援に関する専門的な相談	子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談	その他	特にない
全体	件数	190	54	50	30	24	18	17	9	5	2	45
	割合	100.0	28.4	26.3	15.8	12.6	9.5	8.9	4.7	2.6	1.1	23.7
身体	件数	149	39	40	18	15	15	9	1	3	1	39
	割合	100.0	26.2	26.8	12.1	10.1	10.1	6.0	0.7	2.0	0.7	26.2
療育	件数	18	6	4	7	4	2	4	4	2	0	2
	割合	100.0	33.3	22.2	38.9	22.2	11.1	22.2	22.2	11.1	0.0	11.1
精神	件数	23	9	6	5	5	1	4	4	0	1	4
	割合	100.0	39.1	26.1	21.7	21.7	4.3	17.4	17.4	0.0	4.3	17.4

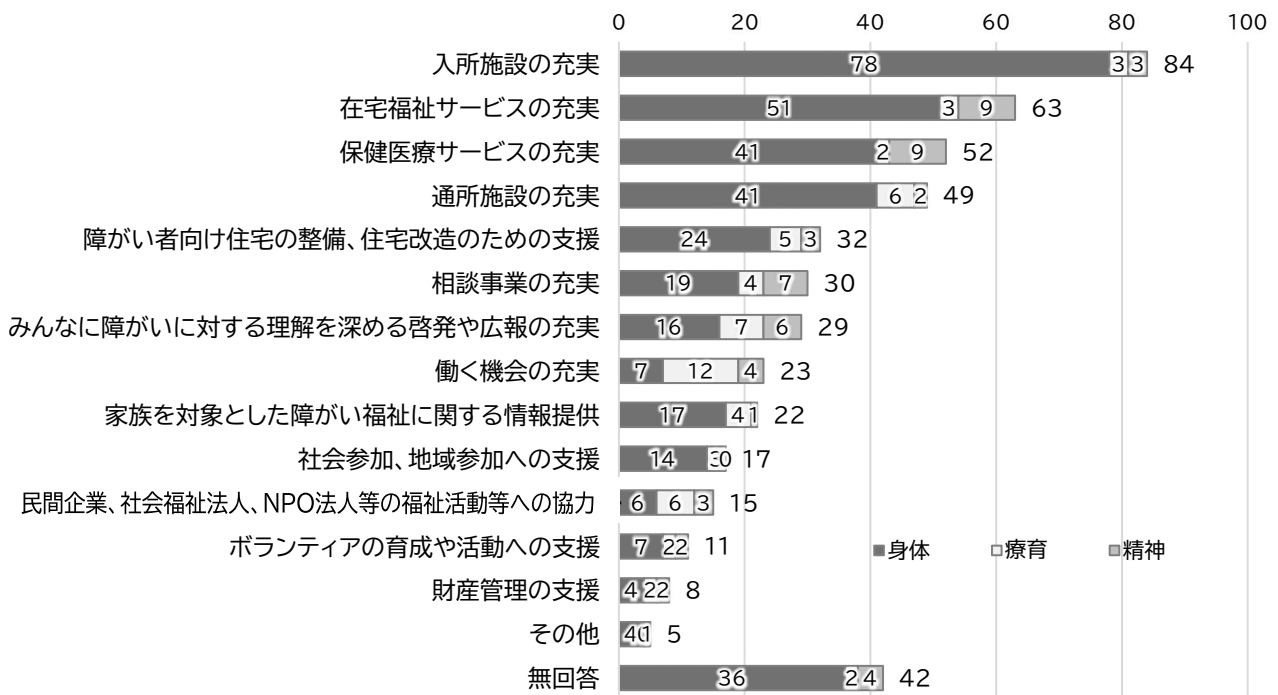
※表中の割合の数値は%を表している。

※数値の網掛け はその区分において最も高い数値を示す。(「無回答」を除く)

※青太字は全体平均より 5 ポイント以上 10 ポイント未満の値を示す。赤太字は、全体平均より 10 ポイント以上高い値を示す。

⑤ 今後充実してほしいこと

- 全体では「入所施設の充実」が84件と最も多く、次いで「在宅福祉サービス」が63件、「保健医療サービスの充実」が52件でした。基本的な福祉サービスについての要望は大きいことが分かります。



			入所施設の充実	在宅福祉サービスの充実	保健医療サービスの充実	通所施設の充実	障がい者向け住宅の整備、 住宅改造のための支援	相談事業の充実	障がいに対する理解を 深める啓発や広報の充実	働く機会の充実	家族を対象とした 障がい福祉に関する情報提供	社会参加、地域参加への支援	民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等の福祉活動等への協力	ボランティアの育成や 活動への支援	財産管理の支援	その他
全体	件数	190	84	63	52	49	32	30	29	23	22	17	15	11	8	5
	割合	100.0	44.2	33.2	27.4	25.8	16.8	15.8	15.3	12.1	11.6	8.9	7.9	5.8	4.2	2.6
身体	件数	149	78	51	41	41	24	19	16	7	17	14	6	7	4	4
	割合	100.0	52.3	34.2	27.5	27.5	16.1	12.8	10.7	4.7	11.4	9.4	4.0	4.7	2.7	2.7
療育	件数	18	3	3	2	6	5	4	7	12	4	3	6	2	2	0
	割合	100.0	16.7	16.7	11.1	33.3	27.8	22.2	38.9	66.7	22.2	16.7	33.3	11.1	11.1	0.0
精神	件数	23	3	9	9	2	3	7	6	4	1	0	3	2	2	1
	割合	100.0	13.0	39.1	39.1	8.7	13.0	30.4	26.1	17.4	4.3	0.0	13.0	8.7	8.7	4.3

※表中の割合の数値は%を表している。

※数値の網掛けはその区分において最も高い数値を示す。（「無回答」を除く）

※青太字は全体平均より5ポイント以上10ポイント未満の値を示す。赤太字は、全体平均より10ポイント以上高い値を示す。

5. 障がい者団体及び事業者の意識調査結果

⑥ 調査対象とヒアリング日程

以下の団体及び事業者を対象にヒアリング調査を行った。

	団体名	ヒアリング日程
1	飯南町社会福祉協議会	11月10日(金)(調査票により回答)
2	飯南町身体障がい者協会	11月10日(金)(調査票により回答)
3	飯南町民生児童委員協議会	11月10日(金)(調査票により回答)
4	株式会社あゆみ(基幹相談支援センター)	10月31日(火)16:00~17:30
5	NPO法人晴雲の里	11月1日(水)11:00~12:00
6	株式会社あゆみ あゆみの里	11月1日(水)10:00~11:00
7	飯南町家族会(やまゆりの会)	11月29日(水)15:00~16:00

⑦ 調査項目

主なヒアリングの調査項目は以下のとおり。

項目	内容
組織概要	①対象企業・団体の概要(企業・団体名、代表者名、人数、設立次期、活動日・場所、設立目的、組織の役割、施設の内容、連携先等)
主な活動内容	②進めている取り組み、活動 (サービスの対象者、福祉サービスの内容、利用している福祉事業の種類(補助事業等)、専属スタッフの実態(資格保有者等))
現在抱えている課題と解決策	③団体の活動・運営を進めていくうえで、抱えている課題・問題 ④課題解決のために、今後取り組む新たな活動や事業として考えられること
飯南町の施策連携について	⑤貴社・団体の活動を推進していくうえで、町に希望・期待することまたは、施策の改善、新たなアイデア
その他	⑥障がい者差別解消法の改正について

⑧ ヒアリング結果から考えられる今後の取組

ヒアリング結果から考えられる今後の取組について以下にまとめる。

分野	取組	内容
組織・体制	○地域の支援者同士の信頼関係強化	・地域の支援者同士が対面で行う研修を積極的に進め、信頼関係を高めていく
	○基幹相談支援センターの充実	・資格者(相談支援専門員※、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など)を確保する
人材育成・確保	○町外も含めた幅広い人材の受け入れ ○職員の研修環境の充実	・町外にある同様の形態の事業所における研修環境を充実 ・障害だけでなく介護的ケアに対応できる人材育成
サービス提供	○自立した生活ができるサポートの充実(日常生活自立支援や金銭管理など)	・障がい者本人や家族等とのきめ細かいコミュニケーションにより、信頼関係の構築を図る ・専門性・経験のある支援者が継続的に支援する ・解決事例について関係者と情報共有する
	○町外との情報連携による移住者の支援	・転入元の自治体と情報連携し、サポート状況を共有する
	○長期休暇時の障がい児支援	・受け入れに関する事前の連携・協働体制を整備する
	○児童の日中支援の充実	・経験のある人員を確保する(行政の支援が必要)
受入れ環境	○幼少期からの見守り、受け入れ施設の充実	・幼少期からの相談支援による関係づくりを進める
	○地域活動支援センターの利用促進	・不登校や引きこもりの方の地域活動支援センターの利用を促進し、社会参加を促進する
	○利用者の高齢化への対応、生活介護の充実	・グループホーム※に入りながら、小規模多機能のサービスを併用することができる ・定員枠の確保が必要 ・地域生活活動センターのような活動の場や、生活介護が必要となる
	○利用者の拡大による安定経営促進	・町の関係機関との情報交換や養護学校から町内に戻る方を積極的に受け入れる ・受け入れ環境の多様化 (就労支援から生活介護等へのサービス拡大)
利用者拡大	○高齢化などに対応した参加者・会員の拡大	・高齢でも楽しめる交流事業の提案 ・制度などの勉強会による情報共有をすることで、会員にメリットがうまれる
就労支援	○就業する障がい者の特性について情報共有	・心理検査による特性を把握し、就労の際の対応に活用する
	○複数事業導入による仕事量・収益の安定化	・農業×福祉など他業種との連携により、複数事業の導入を図る
	○新規事業の開拓	・新規事業における職員研修や導入を支援する ・新規事業を始める際に国の補助を活用する。
	○町内における就労移行支援事業所の充実 ○町内就労の促進	・町内に障害者就業・生活支援センターなどの就労移行支援事業所を設置し、身近な環境で町内企業とのマッチングを行う
情報共有	○行政等との情報交換や勉強会の開催	・関連法や障がい者の利用できる制度について勉強会等を開催し、関係団体・障がい者家族等との情報共有を図る ・解決事例について関係者と情報共有する(再掲)
	○支援後の情報共有	・民生委員等から関係機関につないだ後の情報共有を行うことで、継続的な見守りにつなげる
	○潜在的に障がい者福祉サービスを必要とする方の把握	・引きこもりの方など潜在的に障がい者福祉サービスを必要とする方を関係者の連携により把握する

6. 現状課題と施策の方向性

障がい者の状況、障がい者意識調査結果、障がい者団体及び事業者の意識調査結果等から、現状課題と施策の方向性を以下のとおり整理します。

	現状課題	施策の方向性
理解促進	○プライバシー保護により情報共有が困難 ○雇用される障がい者の特性についての情報提供が不足 ○身体障がい者で約2割、知的障がい者、精神障がい者の約5割が差別をされたり、嫌な思いをしたことがある	広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいや障がい者に対する住民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」を進める
教育・育成	○特別支援学級を利用する児童・生徒の増加 ○長期休暇時の障がい児の日中支援についてニーズ※あるが、人員確保などにより受入れが難しい ○障がい児への支援として望まれるサービスに「ソーシャルスキルの習得」「職業訓練」が上位にあがっている	障がいのある子どもが乳幼児期から学校を卒業するまで、発達に応じた計画的な教育と保育・療育を受けられる体制を整備する
就労支援	○就労支援事業所の仕事量、収入が安定しない ○新規事業開拓のために、経験値のある職員配置が困難 ○学校卒業後に町内就職できない ○町内への就労のニーズがない	就労を希望する障がい者が地域で働ける環境を整え、就労相談や就労支援を推進する
生活支援	○障がい者における高齢化の進展 ○基幹相談支援センターの充実 ○本人の同意がなければ日常生活自立支援事業の利用が出来ない ○金銭管理を必要とする方の増加 ○移住者の支援(町外との情報共有が不足) ○就労支援事業所利用者の高齢化により生活介護も含めた柔軟なサービスが必要 ○今後充実が望まれるサービスに「入所施設」「在宅福祉サービス」「保健医療サービス」が上位にあがっている	障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、ニーズに応じた福祉サービスを提供する
保健・医療	○障がいの早期発見と早期療養が重要 ○現在は乳幼児健診等により、早期発見が可能になった ○身体障がい者、精神障がい者では約8割、知的障がい者では約5割が通院をしている	健診等を通じて、障がいの早期発見と早期療育・早期治療につながるよう努めるとともに、地域で自立した生活を営めるよう支援する
住宅・まち	○知的障がい者では約7割が「1週間に数回程度」外出するが、身体障がい者では約4割、精神障がい者では約5割が「めったに外出しない」	福祉のまちづくりや防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を整える
情報	○障害者差別解消法について、身体、知的、精神障がい者の約7割が知らない ○成年後見人制度については、身体障がい者では約6割、知的障がい者では約9割、精神障がい者では約3割が知らない	障がい者が必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるよう、情報のバリアフリー化を推進する
体制	○医療・福祉の分野で人材不足が続いている ○特に経験や就学した専門人材が不足している	働きやすい労働環境や町外からの幅広い人材の受入れにより、環境改善、人材確保に努める

第3章 第4期障がい者福祉計画

(計画期間:令和6年度～令和11年度)

1. 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法や近年の障がい者福祉行政の動向をふまえ、障がい者一人ひとりが必要な支援を受けながら、地域の一員として尊重され、自らの意思決定によりいきいきと社会活動に参加し、安心して自分らしく暮らしていける共生社会の実現をめざし、基本理念を次のように掲げます。

支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる共生社会の実現

2. 基本方針及び施策体系

① 基本方針

基本理念を実現するために、以下の4つを基本方針とします。

基本理念	基本方針	基本方針の内容
いきいきと暮らせる共生社会の実現 支え合い 自分らしく	障がい者への理解を深める	障がいのある人となない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて障がいに対する誤解や理解不足をなくし、それぞれの交流を活発に進めます。
	社会参加と自立を支える	障がいのある子どもが乳幼児期から学校を卒業するまで、発達に応じた計画的な教育と保育・療育を受けられる体制を整備します。 また、就労を希望する障がい者が地域で働ける環境を整え、就労相談や就労支援を推進します。
	日々の暮らしを支える	障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、様々な福祉サービスを提供していきます。 また、障がい者が健やかな生活を送ることができるようサポートするとともに、障がい児の早期発見と早期対応に努めます。
	住みよい環境づくり	道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。 また、障がい者が必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

② 施策体系

基本理念	基本方針	施策の柱	施策
支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる 共生社会の実現	Ⅰ 障がい者への 理解を深める	1. 理解促進	①広報・啓発活動の推進 ②福祉教育の推進 ③相互理解・交流の促進 ④ボランティア活動の推進 ⑤合理的配慮の推進
	Ⅱ 社会参加と 自立を支える	2. 教育・育成	①療育・保育・就学前教育の充実 ②学校教育と放課後支援の充実 ③生涯学習の充実
		3. 就労支援	①自立訓練と就労支援の充実 ②就労相談と雇用機会の拡大
	Ⅲ 日々の暮らし を支える	4. 生活支援	①精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの推進 ②経済的自立の支援 ③訪問系サービス ④日中活動系サービス ⑤居住系サービス ⑥社会復帰への支援 ⑦移動に関する支援 ⑧その他のサービス
		5. 保健・医療	①保健サービスの充実 ②医療サービスの充実 ③難病対策
	Ⅳ 住みよい 環境づくり	6. 住宅・まち	①バリアフリー化の推進 ②住環境の確保 ③防災・防犯体制の充実
		7. 情報	①情報アクセシビリティの向上 ②コミュニケーション支援

3. 施策の実施

【基本方針Ⅰ】障がい者への理解を深める

施策の柱 1：理解促進

障がいのある人もない人も、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合える「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。このような「地域共生社会」を実現するためには、障がいや障がい者に対する住民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」を進めることが不可欠です。そのために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいに対する誤解や理解不足をなくしていきます。また、行事への参加やボランティア活動を促進することで、障がいのある人とない人の交流を活発にしていきます。さらに、住民団体等によるインフォーマル活動への支援を行い、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るように努力します。

① 広報・啓発活動の推進

町の広報誌やホームページを通じて、障がい者施策に関する情報やお知らせ等を広く住民に提供していきます。「障害者週間※」や「障害者雇用支援月間」等のスケジュールに合わせて、広報・啓発活動の推進を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
町広報誌への情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせ等を町広報誌に積極的に掲載していきます。	まちづくり推進課
ホームページへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせ等を町のホームページに掲載し、利用しやすいホームページを作成していきます。	まちづくり推進課 福祉事務所
障害者週間等に合わせた広報・啓発活動	「障害者週間（12月3日～9日）」「障害者雇用支援月間（9月）」等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。	まちづくり推進課 福祉事務所
出前講座の推進	障がい者に関する出前講座のメニューを増やし、障がい者に対する理解を深めていきます。	まちづくり推進課 福祉事務所
障がい者団体などによる啓発活動の支援	障がい者および障がい者団体などが、自立や社会参加に結びつく啓発活動を行う活動の支援に努めます。 また、障がい者団体の実態を踏まえ、複数の団体を一本化するなどの機構改革を支援します。	福祉事務所 保健福祉課 社会福祉協議会

② 福祉教育の推進

障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー化」を進めるために、学校教育においては、障がい者との交流を通して、人権意識を早期に養い、共生社会への理解を深める取り組みを推進していきます。生涯学習においても障がい福祉に関するテーマを積極的に取り上げ、福祉教育の推進を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
学校での福祉教育	子どもの頃から障がいに対する正しい理解を育んでいくために、学校教育での福祉教育を充実させます。また、メンタルヘルスについての指導・啓発を行うことで、精神保健に対する理解を深めるとともに、子どもたち自身の心の健康にも配慮していきます。	教育委員会 社会福祉協議会
生涯学習での福祉教育	住民に障がいに対する正しい理解を図るため、生涯学習での福祉教育を充実させます。	教育委員会 社会福祉協議会
人権・同和教育の推進	障がいがある人もない人も、お互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、障がい者に対する理解を深め配慮することが必要なことから、人権意識を高める啓発活動を進めます。	住民課 教育委員会 保健福祉課 社会福祉協議会

③ 相互理解・交流の促進

障がいのある人もない人も参加できる行事やイベントの開催を通じて、障がいのある人となない人の、また障がい者相互の理解と交流を促進します。障がい者やその家族も日頃から地域活動に参加することも、障がい者への理解を深める力となることから、積極的な地域活動への参加を呼びかけていきます。

事業名	事業内容	推進機関
障がい者に関わるイベントの開催	飯南町地域包括ケア推進局主催の「健康まつり」など、障がいのある人もない人も参加できるイベントを通して、住民の理解と共感を深め、交流の輪を広げます。	保健福祉課 福祉事務所
障がい者団体が開催する交流行事の支援	障がい者団体が地域とともに行う行事の開催を支援します。	保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会
当事者団体・支援団体との連携	庁内関係部署と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を盛んにすることで相互理解と情報共有に努めます。	保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会
地域活動への勧誘	地域活動に障がい者の参加を推進し、交流の機会の提供に努めます。	保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会

④ ボランティア活動の推進

ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がい者への支援の輪を拡大・充実させていきます。また地域共生社会に向けて、地域住民による自治会活動に、障がい者が地域の一員として参加すること等を支援していきます。

事業名	事業内容	推進機関
ボランティアセンターの運営	ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、住民活動団体への支援等を実施します。	社会福祉協議会
ボランティアの養成	ボランティアセンター等において、ボランティアの養成に努めます。広く多世代の方々が、福祉に携わってもらえるように声掛けをしていきます。	保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会
地域住民による自治会活動の支援	障がい者も地域の一員として参加し、活動する取り組みを自治会が進めることを支援します。	福祉事務所
手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講習会	住民に講習会への参加を呼びかけ、聴覚障がい者等との交流活動の促進を図ります。	福祉事務所

⑤ 合理的配慮の推進

障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が、令和6年4月1日より義務化にあわせ、施設や事業者においてどのような配慮をする必要があるのかについて、広報・啓発活動を通じた合理的配慮への正しい理解を促進することで、民間事業者等による対応を推進します。

事業名	事業内容	推進機関
合理的配慮に関する広報・啓発活動	障がいのある人が正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否されないことがないよう、町民及び民間事業者に対して、広報・啓発活動を通じて理解を促進します。	福祉事務所
合理的配慮に関する民間事業者への普及・啓発	民間事業者や施設を対象に、合理的な配慮に関する具体的な事例を用いた研修会を実施することで、適切な対応ができるよう促します。	福祉事務所
合理的配慮に関する相談窓口	民間事業者における合理的配慮の提供と環境整備に関する相談窓口を設置します。	福祉事務所

【基本方針Ⅱ】 社会参加と自立を支える

施策の柱 2：教育・育成

障がい児には、就学前療育や学校教育の充実が求められており、施設のバリアフリー化の推進や学習環境の整備を図る必要があります。平成 19 年度から、障がい児教育は心身障がい児を対象とした特別な場での指導としての「心身障害教育」から、発達障がいも含め多様な障がいのある幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育※」へと大きく転換しました。さらに、平成 30 年度から、障がい児福祉計画を策定して、障がい児支援の提供体制を計画的に確保することになりました。

飯南町では、一人ひとりが乳幼児から学校卒業後、さらにライフステージに応じた切れ目の無い支援と教育を受けられる体制を整備していきます。また、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援が行えるように、総合的な支援体制づくりを進めます。

① 療育・保育・就学前教育の充実

就学前の障がい児のために、保健・福祉・育成・教育の相談支援ネットワークを構築するとともに、就学前の障がい児の支援体制を強化します。また、関係機関や庁内関係部署が連携し、障がい児が保育所から高校まで一貫して切れ目の無い支援を受けられるように体制を検討していきます。

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられるよう、児童発達支援や保育所等訪問支援などの推進に努めます。

事業名	事業内容	推進機関
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	保健福祉課 福祉事務所
保育所等 訪問支援	保育所等を利用中の障がい児や利用予定の障がい児に、その保育所等での集団生活適応のため、訪問による専門的な支援を行います。	保健福祉課 福祉事務所
保育所での 障がい児支援	保育所・小学校・中学校・高校の一貫した支援ができるよう、さらに連携を深めます。	住民課 社会福祉協議会 教育委員会
子どもの発達を 支援するネット ワークの構築	町の保健・福祉・教育・保育機関等によって、子どもの発達を支援するネットワークを構築し、研修会、ケース検討会議等を実施し、障がいのある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、介助員、相談員等の資質の向上と、発達障がいの相談支援体制の整備を図ります。	住民課 教育委員会 保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会

② 学校教育と放課後支援の充実

障がい児の自立と社会参加を目指し、障がい特性に応じた適切な教育の充実を図ります。障がい児にとって安全、安心な放課後の居場所づくりが求められる中、利用しやすい施設整備を行っていく必要があります。関係機関と連携を深めながら、検討していきます。

知的・精神の障がい児が通学する学校が町内になく、近隣自治体の学校施設を利用しています。これらの学校施設との連携を密にして、障がい児の教育環境を提供していきます。

また、飯南町出身者が故郷に帰れるように、町外の教育機関、自治体とのコミュニケーションを密にして、対象者の希望に沿えるようにしていきます。

事業名	事業内容	推進機関
特別支援教育の体制整備	学習障がい（LD）※、注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）※、高機能自閉症（HA）※等を含む障がいのある児童・生徒に対し、関係機関が連携した支援を適切に行います。	住民課 教育委員会 社会福祉協議会
発達障がい者支援の充実	本町における関係者が連絡を図り、地域における発達障がい者の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図ります。また、県と連携して発達障がい者地域支援マネージャーの配置を検討します。	住民課 教育委員会 社会福祉協議会
特別支援コーディネーターの充実	相談窓口の役割を果たすとともに、関係機関や保護者、保育所、学校間の連絡調整を行うなど、校内での中心的役割を担います。	教育委員会
個別指導計画の作成	個人に合った個別指導計画を作成し、計画に基づいた指導を実施します。	教育委員会
放課後等の居場所づくり	町内の小学校児童を対象として、放課後２時間程度、学校または公民館で学習や読書、自由な遊びなど、障がいの特性に配慮した支援を目指します。	教育委員会 福祉事務所

③ 生涯学習の充実

障がい者が、公民館等の施設で実施される事業に参加しやすい環境づくりを推進します。誰もが障がい者に対する理解を深め、平等な社会をつくるための意識啓発に努めます。

事業名	事業内容	推進機関
公民館活動への参加促進	障がい者のニーズに応じた学習内容や、障がいのない人の交流が広がるような活動を目指します。	教育委員会 社会福祉協議会
図書館サービスの充実	朗読テープや点字図書の斡旋、郵送貸出など、視覚障がい者のサービスを充実していきます。 また、書籍等の読み上げ機能を有する民間配信サービスについても情報提供します。	教育委員会
軽スポーツの普及	障がい者が体を動かして運動を楽しめるよう、軽スポーツの紹介、支援体制の充実に努めます。	教育委員会

施策の柱 3：就労支援

多くの障がい者が、自身の適性や能力を活用して社会で働くことを希望しており、それぞれの障がいのニーズに合った職場を確保することが大きな問題となっています。このことから、就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援を推進します。

職業能力を持つ障がい者が、福祉的就労から一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援を行うとともに、雇用者側の理解を促進して雇用の場や職域を拡大します。

① 自立訓練と就労支援の充実

働くことを希望する障がい者に対して、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるよう支援します。就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。

事業名	事業内容	推進機関
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	福祉事務所
就労選択支援	就労を希望する障がい者に、希望や能力に合う仕事を選択できるように支援し、関係機関との橋渡しをします。	福祉事務所

就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定の期間における生産活動や職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉事務所
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向け、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	福祉事務所
就労継続支援	雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会が提供される「就労継続支援B型」を主体として、一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉事務所 晴雲の里 あゆみの里
職親*委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間個人に預け、生活指導や技術習得訓練などを行います。制度の周知を行うとともに、職親の登録者確保に努めます。	福祉事務所

② 就労相談と雇用機会の拡大

一般企業等で働くことを希望する障がい者に対し、求職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ*支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

事業名	事業内容	推進機関
障害者就業・生活支援センターの活用	障がい者の一般就労を促進するために、障害者就業・生活支援センターと連携し、自立と社会参加を支援します。	福祉事務所
公共機関等での雇用の推進	役場をはじめ、町内の公共機関や公的事業を委託している事業者での雇用の推進を図り、障がい者の働く場を拡大します。	総務課 福祉事務所
障がい者雇用に関する企業の理解促進	障がい者の雇用拡大について企業に対して啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率の達成を促します。	まちづくり推進課 福祉事務所
ジョブコーチ支援	ジョブコーチ支援の受け入れを企業に促し、障がい者が職場に適応できるように支援します。	まちづくり推進課 福祉事務所
障がい者の雇用に関する情報提供の推進	職業安定所等で実施している障がい者雇用に関する情報や各種援助事業の情報提供を、飯南町無料職業紹介所を活用するなど、充実を図ります。	まちづくり推進課 福祉事務所

【基本方針Ⅲ】日々の暮らしを支える

施策の柱 4：生活支援

住み慣れた地域での生活を希望している施設入所者や入院している障がい者の地域移行が重要な課題となっており、地域での生活を支える体制づくりが急がれています。障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会参加できるように、様々なサービスを提供していきます。

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

どんなに障がいが高くても本人の希望する暮らしが実現できるように、障がい者が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。その上で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められるように、体制を整えていきます。

成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の利用を促進するとともに、障がい者が犯罪被害や人権侵害に遭わないように、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。

障がい者の地域での積極的な関わりを支援し、関係機関（消防・警察・医療・交通）や身近な人々への啓発を行い、障がい者を地域で見守る環境を作ることで、地域包括ケアシステムの実現を近づけていきます。

事業名	事業内容	推進機関
雲南圏域障がい者総合支援協議会（自立支援協議会）	障がい者が自己決定・自己選択出来る体制作りを確立するため、相談支援専門員のスキルアップを目的とした相談支援部会や障がい者の一般就労への推進を目的とした就労支援専門部会、雲南圏域の各地域の課題発掘および解決を目的とした地域部会を行います。	福祉事務所 相談支援事業所 福祉関係事業所
基幹相談支援センター（総合相談窓口）	障がい者の総合的な相談窓口として、基幹相談支援センターを設置しました。 福祉サービスの相談や情報提供の充実を図り、難病や高次脳機能障がいに対する支援を行います。 民生委員や身体・知的障害者相談員等との連携を強化し、窓口機能の充実を目指します。	保健福祉課 福祉事務所 相談支援事業所 株式会社あゆみ
発達障がいに関する相談支援	基幹相談支援センターを中心に、発達障がいに関する相談支援、関係機関連携、就労相談支援、普及啓発等の支援を行います。	保健福祉課 福祉事務所 相談支援事業所
高次脳機能障がいに関する相談支援	基幹相談支援センターを中心に、高次脳機能障がいに関する相談支援、関係機関連携、就労相談支援、普及啓発等の支援を行います。	保健福祉課 福祉事務所 相談支援事業所

成年後見制度 利用支援	福祉事務所に成年後見制度に関わる相談窓口（中核機関）を設置しました。 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない人を保護する制度の利用を推進します。	保健福祉課 福祉事務所 相談支援事業所 社会福祉協議会
計画相談支援 （サービス等 利用計画※作成）	障害福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し、サービス等利用計画を作成するためのモニタリング※や、障害福祉サービス事業者との連絡調整会議等を行います。	相談支援事業所
委託相談支援	障がい者の療養や生活に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。障がい者の退院支援促進、地域移行のための住まいや生活等の必要な支援に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。	福祉事務所 保健福祉課 相談支援事業所
地域移行の推進	地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院をしている精神障がい者の地域での生活を支援する仕組みづくりを、基幹相談支援センターを中心に、地域移行を推進していきます。	保健福祉課 福祉事務所 相談支援事業所
ピアカウンセリングの実施	同じ障がいや問題を抱えながら、地域で自立生活を送っている当事者相談員が、自らの生活体験を踏まえ、在宅の障がい者およびその家族の地域生活を支援します。	相談支援事業所
身体・知的障害者 相談員の設置	身近な場所での相談の場として、町内に身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し、支援に関する相談の対応や助言等を行います。	福祉事務所
日常生活 自立支援事業 （地域福祉権利擁 護事業）	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない人に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり、定期的な訪問等の支援を行います。	社会福祉協議会
地域包括 ケアシステムの 構築検討	高齢者福祉計画、介護保険事業計画で進める地域包括ケアシステムに障害福祉担当部署も参画し、精神障がいにも対応したシステムになるように検討を進めています。 また、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるための仕組みづくりに向けて包括支援センターとも連携していきます。	保健福祉課 福祉事務所 飯南病院 福祉関係事業所

② 経済的自立への支援

障がい者が経済的に安定した生活を営めるように、年金・手当等の支給による経済的支援を行います。手当については、いずれも所得等に応じて支給制限があります。

事業名	事業内容	推進機関
障害基礎年金	年金加入中に日常生活に著しく支障のある障がいの状態になったときに支給されます。20 歳になる前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になった場合は、20 歳から支給されます。	住民課 年金事務所
障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある病気やけがにより障がいが残ったとき、その程度に応じて給付されます。	住民課 年金事務所
特別障害者手当	20 歳以上で、重度の身体障がいまたは知的障がいが重複している人、またはこれらと同等の疾病・精神の障がいのある人に支給されます。	福祉事務所
障害児福祉手当	20 歳未満で、重度の身体障がいまたは知的障がいが重複している人、またはこれらと同等の疾病・精神の障がいのある人に支給されます。	福祉事務所
特別児童扶養手当	20 歳未満で重度の障がいがある児童の監護者または養育者に対して支給されます。	福祉事務所
児童扶養手当	父または母が重度の障がいの状態である場合、18 歳になった年度の末日以前の児童（児童が心身におおむね中度以上の障がいのある場合は 20 歳未満）を監護している父、母または養育者に対して支給されます。	福祉事務所
心身障害者扶養共済制度	知的障がい者、身体障がい者（1～3 級の手帳所持者）、精神または身体に永続的な障がいがある方の保護者（65 歳未満）が加入でき、保護者に万一（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある人に年金が支給されます。	福祉事務所
自動車運転免許取得費助成	身体障がい者、知的障がい者が運転免許を取得したとき、かかった経費の一部を助成します。	福祉事務所
身体障がい者用自動車改造費助成	身体障がい者が、自ら所有する自動車をより安全に運転するための改造や、介助者による支援を受けるための改造をする際、改造にかかる経費の一部を助成します。	福祉事務所
通所費の支給	町内在住で障害年金を受給できない 20 歳未満の障がい者が通所する際、交通費の一部を助成します。	福祉事務所

公共料金等の減免	一定の条件を満たす障がい者世帯に対し、NHKやケーブルテレビの放送受信料等の減免を行います。	福祉事務所
就学奨励費	特別支援学級に通学（通級）する児童・生徒に、就学に必要な経費の一部を補助します。	福祉事務所
生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し、自営業等の経営資金、通勤用自動車の購入、住宅の増改築、療養、就学、就職等で必要な資金を貸し出します。	福祉事務所

③ 訪問系サービス

障がい者が地域で安心して暮らせるように、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上を目指します。

事業名	事業内容	推進機関
居宅介護 (ホームヘルプ)	在宅の障がい者のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、日常生活を支援します。	福祉事務所
重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。	福祉事務所
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援等を行います。	福祉事務所
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援助を行います。	福祉事務所
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要でその必要度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	福祉事務所

④ 日中活動系サービス

地域で暮らす障がい者に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。特に、学校教育修了後の日中活動の場が確保されるよう配慮していきます。介護者が介護できない場合や介護者のレスパイト※等に、短期入所や日中一時支援等の一時的な入所支援を行うことで、地域での自立を支援します。

事業名	事業内容	推進機関
地域活動支援センター	在宅の障がい者等に、創作的活動や生産活動、社会交流等を行う場を提供します。	福祉事務所 晴雲の里 雲南広域福祉会
日中一時支援	日中に自宅で介護できないときや介護する家族等の休養の際に、障害福祉サービス事業所等において障がい者等に活動の場を提供します。 また、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行い、その家族の介護等における一時的な負担軽減を図ります。	福祉事務所 あゆみの里
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、昼間病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉事務所
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、昼間障がい者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉事務所 社会福祉協議会
短期入所	障害支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。	福祉事務所 社会福祉協議会

⑤ 居住系サービス

日中は一般就労や日中活動系サービスを利用している障がい者に対して、夜間に必要なサービスを提供します。

事業名	事業内容	推進機関
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。	福祉事務所 あゆみの里
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援をします。	福祉事務所

⑥ 社会復帰への支援

障がい者の社会復帰や地域生活への移行を促進するため、グループホームまたは訪問系サービスを提供し、定期的な活動や訪問を行いながら、支援を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
ひきこもり対策	家庭にひきこもりがちな障がい者に対して、定期的に保健師が訪問し、社会参加の促進を図ります。また、障がい者およびその家族に対して、困りごとの相談支援や居場所（「地域活動支援センター」「ぶらっと」）を提供します。	保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会 晴雲の里

⑦ 移動に関する支援

中山間地域にある飯南町においては、公共交通網が十分でない中、障がい者の移動ニーズに応えるため移動支援事業は非常に重要です。

ガイドヘルパー※等による移動支援により、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等への社会参加のための外出や町外の特別支援学校への通学が持続的に提供できるように整備の検討を継続していきます。

あわせて町内で提供できない医療を町外で受けるための交通手段の確保や移動にかかる費用の助成等についても継続して提供します。

事業名	事業内容	推進機関
移動支援	一人では移動が困難な障がい者等の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	福祉事務所
思いやり駐車場	身体障がい者等用駐車場を必要とする人に、県内共通の利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保します。	福祉事務所
人工透析患者送迎支援	通院によって身体的・精神的負担が大きく掛かる人工透析患者およびその家族への支援として、透析患者の送迎を支援することにより、負担の軽減を図ります。	福祉事務所
有料道路の割引	身体障害者手帳や療育手帳に割引の証明印を押すことにより、料金が半額になります。（本人運転は手帳交付、介護運転は重度障がいをお持ちの方が対象となります。）ETCを利用した場合も、割引になります。	福祉事務所
町営バス料金の割引	町営バスを利用する際、身体障害者手帳や療育手帳、障害福祉サービスの受給者証等を提示することで、運賃が半額になります。定期券も販売しています。	住民課

⑧ その他のサービス

補装具※の利用支援や日常生活用具の給付など、様々なサービスを提供します。日常生活用具の給付については、障がい者のニーズ※や社会情勢に応じて、定期的に見直しを図ります。

事業名	事業内容	推進機関
補装具の交付と修理	補装具の貸与、購入または修理が必要と認められる障がい者等に対して、その費用の一部を補助します。	福祉事務所
日常生活用具の給付	重度障がい者等に対し、必要に応じてそれぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	福祉事務所
車いすの貸出	普段使用している車いすが修理中の場合などに、無料で車いすを貸し出します。	保健福祉課

施策の柱 5：保健・医療

乳幼児に関しては、障がいの早期発見と早期療育が重要なことから、乳幼児健診や相談事業等を通じて、障がいのある乳幼児に対して早い段階から適切な支援を行います。

成人に関しては、健康診査等を通じて生活習慣病など障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療につながるよう努めます。

また、地域で健やかな自立生活を営むことができるように、機能回復訓練等を実施するとともに、自立支援医療や医療費助成制度を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援します。

① 保健サービスの充実

健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、健康診査の周知に力を注ぎ、受診率の向上を目指します。また、障がい等を発見した後の相談支援体制を充実させ、専門的な医療機関との連携を図ります。

機能回復訓練等を通じて、障がい者の健康推進と機能回復を図るため、リハビリテーション※の整備や利用を促進します。

事業名	事業内容	推進機関
乳幼児健康診査	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を行い、障がい児の早期発見、早期療育のための相談・指導を実施します。	保健福祉課
妊産婦・新生児訪問	妊産婦および新生児の家庭を訪問し、健康状態、生活環境、疾病予防等について、保健師・助産師が相談・指導を行います。	保健福祉課

特定健康診査	糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査を行います。	保健福祉課
がん検診	胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がんの早期発見を目的とした検診を行います。	保健福祉課
口腔・歯科健診	20 歳以上の方を対象に歯科健診を実施します。	保健福祉課
町健康診査	20 歳から受けられる町実施の健診です。身体計測、血圧検査、尿検査、心電図、眼底検査、生化学検査、理学的検査を行います。	保健福祉課
障がい者を対象とした機能回復訓練（自立訓練）	障がい者を対象に、理学療法士による機能訓練を実施します。	飯南病院

② 医療サービスの充実

障害者自立支援法[※]の施行により、障がい者のための公費負担医療制度は自立支援医療に一本化されました。自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援していくとともに、医療関係者が障がいに対する正しい認識を習得するために、医療機関と必要な情報の共有を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合にその医療費を助成します。	福祉事務所
自立支援医療（更生医療）	身体障がい者等の障がいの程度を軽減し、または障がいを除去するために医療が必要な場合にその医療費を助成します。	福祉事務所
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童や現在の状態を放置すると将来的に障がいを残すと認められる児童（18 歳未満）に必要な医療費の一部を助成します。	福祉事務所
後期高齢者医療制度	65 歳以上で、広域連合が認定する一定の障がいにより該当する方の医療費を助成します。	保健福祉課
福祉医療費の助成	身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A 等に該当する方の医療費を助成します。	福祉事務所
精神障がい者通院費・医療費助成	精神障がいのため、通院による精神医療を受けている場合にその医療費と通院費を助成します。	福祉事務所
人工透析患者通院費・医療費助成	腎臓機能障がいのため、医療機関で人工透析を受けている場合にその医療費と通院費を助成します。	福祉事務所

③ 難病対策

難病対策を所管している雲南保健所と連携し、相談支援体制の充実や福祉施策の推進、患者・家族を支える体制づくり、関係機関のネットワーク構築を図っていきます。

事業名	事業内容	推進機関
難病専門相談	難病と診断され、病気のことについて不安や心配がある方、治りにくい病気で悩んでいる方を対象に、難病相談を開催し、不安の解消などを図ります。	雲南保健所
難病患者訪問指導	寝たきり等の理由により相談窓口に出かけることが困難な難病患者を対象に、専門医や保健師、看護師、理学療法士などが家庭を訪問して、相談、指導、助言などを行います。	雲南保健所
在宅重症難病患者一時入院支援	医療依存度の高い重症難病患者の一時的な入院を推進し、家族の介護負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続につなげます。	雲南保健所
在宅難病患者等療養生活用機器貸出制度	在宅で療養する難病患者やその家族が、療養に必要な機器の購入前のお試しや練習等に使用することを目的として、機器の貸出を行います。	雲南保健所
日常生活用具の給付	難病患者に対し、必要に応じてそれぞれの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	福祉事務所
患者・家族のつどい	難病患者とその家族が、情報交換や仲間づくりを通して不安や悩みを軽減し、前向きに療養生活が送れることを目的として、学習会や交流会を行います。	雲南保健所
難病医療費助成制度	指定難病※により医療を受けている方が、保健医療機関で受診した際、その医療費の全部または一部を助成することで、医療負担の軽減を図ります。	雲南保健所
在宅福祉サービス	介護保険制度または障害福祉サービスの在宅サービスを活用することで、難病患者の日常生活での負担を軽減します。	保健福祉課 福祉事務所
難病サロン	難病患者とその家族が、同じ体験を共有し、仲間と話すことで癒されることを目的に、2ヶ月に1回サロンを実施します。	保健福祉課 雲南保健所

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられた言葉です。かつて「不治の病」と言われた疾病で、医学の進歩や保健・医療の充実により治療が可能になったものもありますが、未だに治療法が確立しておらず、慢性の経過をたどっている疾病も存在します。

現在、飯南町には 56 人が難病患者として認定されており、その多くは身体障害者手帳の所有者です。このことから本町では、難病対策を障がい者施策の中に位置づけ、可能な限りの支援・対策を進めています。

【基本方針Ⅳ】 住みよい環境づくり

施策の柱 6：住宅・まち

飯南町は、福祉のまちづくりを推進しており、誰もが地域で快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進めてきました。一方で、障がいのために災害時の避難が困難であったり、犯罪被害に遭う恐れのある障がい者に対する支援が重要な課題となっています。

このため、道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、障がい者が安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

① バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザイン※の視点から、誰もが住みよいまちを実現するため、町と住民、事業者が協働して取り組んでいきます。

事業名	事業内容	推進機関
公共施設のバリアフリー	町の施設の段差等を解消し、オストメイト※対応トイレを設置するなど、誰もが安心して施設を使用できる環境を整えます。	総務課 建設課 保健福祉課 福祉事務所
ユニバーサルデザインのまちづくり	障がいのある人もない人も、誰もが自由で使いやすく住みやすい環境整備を行っていくために、やさしい心や助け合いの心を持つ「心のユニバーサルデザインの考え方（心のバリアフリー）」の普及や研究に努めます。	総務課 建設課 保健福祉課 福祉事務所
公共交通機関のバリアフリー化	障がい者の移動手段として不可欠な公共交通機関について、停留所のバリアフリー化やノンステップバス※の導入等を推進します。	住民課
道路環境のバリアフリー化	誰もが安全・快適に通行できる道路や歩道を整備するために、視覚障がい者にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図るとともに、交通マナーの遵守や看板等の撤去を進めるための啓発活動に取り組めます。	住民課 建設課
バリアフリー情報の提供	町ホームページや広報誌を活用し、町内のバリアフリー情報を提供することで、障がい者が住みやすい福祉のまちづくりの周知・拡充を図ります。	まちづくり推進課 福祉事務所

② 住環境の確保

障がい者が安心して地域で自立した生活を送るために、生活の拠点となる住宅の環境整備を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
町営住宅の利用支援	入居に際しての優遇や家賃の減免など、利用者のニーズを踏まえて検討します。施設の建て替えに際しては、障がい者等に配慮していきます。	建設課
グループホームの整備	一般就労あるいは日中活動サービスを利用する障がい者、介護を必要とする障がい者等が安心して暮らせるグループホームを、障がい者等のニーズを踏まえて整備します。	福祉事務所
住宅改造費助成	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅障がい者に対し、段差解消など住環境の改善を行う場合に係る費用の一部を助成します。	福祉事務所

③ 防災・防犯体制の充実

災害時の障がい者の安全確保のために、障がい者の防災意識の啓発を行うとともに、災害時の援護の体制を整えます。また、障がい者が犯罪被害に遭わないように、通報体制確保等の防犯対策を推進します。

災害・防犯に関する知識や技術の普及に努め、地域組織に対しては、災害時要援護者への支援対策や防犯活動の強化を働きかけていきます。

事業名	事業内容	推進機関
防災ネットワークの確立	「飯南町地域防災計画」に基づき、災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者関係団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難場所での生活支援等、障がい者に必要な援護のネットワークを整備します。	総務課 教育委員会 保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会
緊急通報システム等の整備	消防本部などと連携し、在宅障がい者の対応能力を考慮した緊急通報システム※の整備を推進するとともに、地域ぐるみの避難誘導体制を整備します。	総務課 保健福祉課
防災訓練等への当事者参加の推進	障がいのある人も参加できる防災訓練等の実施を推進します。	総務課 保健福祉課 福祉事務所
要援護者台帳の整備	要援護者台帳の定期的な更新を行い、個人情報に留意しながら、行政、関係機関、民生児童委員と情報を共有し、災害発生時の避難活動に備えます。	保健福祉課 福祉事務所

防災意識の啓発	障がい者や支援者を対象とした防災意識の啓発のため、出前講座の開催やパンフレット等による啓発活動を行います。	総務課 保健福祉課 福祉事務所
防犯体制の確立	緊急通報、ファクシミリ、電子メール等を利用した警察への通報体制を確立するとともに、地域住民と警察等の連携を図ることで、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。	総務課 教育委員会 保健福祉課 福祉事務所 社会福祉協議会

施策の柱 7：情報

インターネットの発達や携帯電話の普及等により、社会の情報化はかつてない速度で進行しています。新しい情報技術は障がい者の情報・コミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、一方では障がい者が新しい技術の恩恵を十分に享受できず、情報弱者として取り残される危険性もあります。

このような状況をふまえ、飯南町では障がい者が円滑に情報を受信・発信できるようにコミュニケーション支援等を行うとともに、IT*技術等を活用した障がい者の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

① 情報アクセシビリティの向上

様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、情報のバリアフリー化を進め、障がい者の情報アクセスの利便性を高めることで、障がい者の生活充実や社会参加の推進を図ります。

事業名	事業内容	推進機関
声の広報	視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、町の広報誌や議会報の内容をコンパクトディスク（CD）等の音声版として作成し、閲覧・貸出を行います。	総務課 議会事務局
視覚障がい者のための情報サービス	視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、録音図書・点訳図書の貸出等のサービスを提供します。	保健福祉課 福祉事務所
町の窓口等への活字文字読み上げ装置の設置	町の窓口等に、活字文書読み上げ装置を設置することにより、活字文字読み上げ装置に対応する文書コード化の普及を進めます。	総務課 住民課 福祉事務所
点字プリンターの設置	飯南町保健福祉センターに点字プリンターを設置し、視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、幅広い利用の促進を図ります。	保健福祉課 福祉事務所

障がい者に配慮した広報等の提供	行政から提供される広報誌等について、知的障がい者、精神障がい者にも理解しやすいよう、表現を分かりやすく工夫し、難しい文字にルビを入れる等の配慮に努めます。	総務課 福祉事務所 まちづくり推進課
サービスを紹介するパンフレットの作成	障がい者に福祉制度やサービスの内容を知らせて広く活用してもらうために、パンフレット等を作成し、障がい者に配布します。	福祉事務所
ホームページのバリアフリー化	活字読み上げソフトへの対応や、色覚障がい者への配慮等、様々な障がいのある人にも利用しやすいよう、ホームページのバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課 保健福祉課福祉事務所
障がい者向けの情報機器の給付	日常生活用具として、ポータブルレコーダーや聴覚障がい者用通信機器等の情報機器を給付します。	福祉事務所
障がい者向けパソコン講習会の開催	障がい者がそれぞれの障がいの状況に応じてパソコンを活用し、情報・コミュニケーション手段として利用できるように、使い方や活用方法を学ぶ講習会を開催する団体への支援を行います。	福祉事務所

② コミュニケーション支援の強化

障がいのある人となない人が円滑にコミュニケーションを行えるように、手話通訳者等を派遣するとともに、手話通訳者等の研修を通じて、地域で障がい者を支える人材を増やしていきます。

事業名	事業内容	推進機関
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者等を派遣します。	保健福祉課 福祉事務所
講演会・講座等への手話通訳者・要約筆記者	町で実施する講演会や講座に、手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がい者の社会参加を進めます。	保健福祉課 福祉事務所
点訳・音訳等の支援	ボランティアセンターやボランティアサークルと協働・連携して推進します。	保健福祉課 福祉事務所

第4章 第7期飯南町障がい福祉計画 ・第3期飯南町障がい児福祉計画

(計画期間:令和6年度～令和8年度)

1. 計画の策定にあたって

第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)については、第6期計画(第2期計画)の実績を踏まえて作成しました。

(7) 計画に記載すべき事項

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<定める事項>

- ・各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- ・障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- ・障害児通所支援サービスの種類ごとの必要量を確保するための方策
- ・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(8) 計画策定のポイント

○目標値・サービス見込量に対する方針は第6期計画(第2期計画)を踏襲する

第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の策定に当たっては、国は多くの項目において従来の考え方を踏襲しています。このため、本町においても第5期(第1期)計画で示した数値目標の考え方を、第6期(第2期)計画の策定においても基本的に踏襲します。なお、国の目標設定に変更があった数値目標については、数値目標を新たに設定又は削除しています。

○第6期(第2期)計画の進捗状況の分析と評価に基づく計画とする

第6期(第2期)計画の実績を踏まえ、第7期(第3期)計画における課題の整理を行い、それらを踏まえたサービス基盤整備に対する取り組みを推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込量を設定します。

(9) 計画の期間

第7期(第3期)計画は、第6期(第2期)計画の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

2. 計画の方針

(1) 基本的な考え方

○福祉施設入所者の地域生活への移行を進めます。

病院・入所施設等に入院・入所等をされておられる方々が、本町で安心して暮らせるよう移行者の増加を図ります。また、在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための支援を行います。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護保険事業で進めている地域包括ケアシステムが、精神障がいにも対応できるように、システムの充実を図ります。

○障がい者の多様性やニーズに対応し、利用しやすいサービスの充実を図ります。

障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスや訪問系サービスについて、質の向上や必要量の確保を図ります。日中一時支援事業、移動支援事業などにおいては、利用者の希望を踏まえ、現在の制度の充実を図ります。

○福祉施設から一般就労への移行支援を行います。

雲南圏域の各事業所等と連携し、総合的な就労支援の強化を進め、障がいの特性に合わせたきめ細かな対応ができるように体制を整えます。

○子どもの将来の自立に向けた発達支援を図ります。

障がい児及びその家族への支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、近隣自治体の各事業所等との連携を図り、子どもの将来の自立に向けた発達支援を図ります。子どもの成長に合わせた支援により、本町でライフステージを過せるように図ります。

○相談支援体制の充実・強化及び障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めると共に障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築します。

以上の考え方にに基づき、第7期障がい福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

<本町の考え方>

障がい福祉施設入所者の地域生活への移行を考えていく上では、中長期的な視点から、サービスの周知、サービスの使い方・提供体制など様々な課題を解決するとともに、当事者等の意向を尊重して取り組む必要があります。

入所施設が整備されていない本町では、施設入所者全員が町外の入所施設を利用しています。これらの入所者は、現状では本町での生活は難しいと判断されるため、地域移行者は 0 人としています。今後は、グループホームの整備充実や居宅サービスの拡大を図るなどして、地域での生活を希望する利用者が円滑に地域移行できるよう、生活の場の確保に努めます。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
令和 4 年度末の入所者数 (A)	13 人	令和 4 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	12 人	令和 8 年度末の利用人員
【目標値】削減見込 (A - B)	1 人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	0 人	施設入所からグループホーム等への移行者数

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値

<本町の考え方>

国の基本方針では全ての市町村において、協議会やその専門部会等、保健や医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされています。飯南町では平成 28 年に地域包括ケアシステムの構築をしており、地域包括ケアシステムの一部局として「飯南町地域包括ケア推進局」を設置しています。

第 7 期計画においては、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の具体的目標を掲げて取り組みます。

<具体的目標>

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【目標値】開催回数	1 回	1 回	1 回
【目標値】関係者の参加者数	10 人	10 人	10 人
【目標値】目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

(4) 地域生活支援拠点※等有する機能の充実に関する目標値

<本町の考え方>

地域における複数の基幹が分担して機能を担う「面的整備型」により、令和3年8月に地域生活支援拠点を整備しました。

地域生活支援拠点等事業は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、計画相談支援事業所を中心に、関係機関が協力して、地域全体で支える仕組みのことです。

地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいをお持ちの方やその家族の緊急事態に対応を図るために、第7期計画においては、この地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

<地域生活支援拠点等>

○整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会や場所（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れや対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

○整備に係る成果目標

【地域生活支援拠点】

各地域内で上記の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した機能。

【面的な体制】

地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

<具体的目標>

地域生活支援拠点が有する機能の充実

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標値】 機能の充実に向けた検証及び 検討の実施回数	1回	1回	1回

(5) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

<本町の考え方>

① 福祉施設から一般就労への移行者数

本町では、第 1 期計画及び第 2 期計画において、福祉施設から一般就労へ移行した実績がありませんでしたが、第 3 期において一般就労に移行した実績がありました。しかし、第 4 期計画及び第 5 期計画、第 6 期計画では実績はありませんでした。これらの過去の実績を踏まえ、第 7 期計画では目標値を設定しています。

引き続き一般就労に向けて福祉施設との連携強化を図りながら、障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図ります。

② ①のうち、就労継続支援(A型・B型)事業所の利用者数

国の指針では、令和 3 年度の実績と比較して目標値を設定することとなっています。本町の実績は 0 人であり、現状を踏まえた目標値を設定しています。

③ ①のうち、就労移行支援事業所、就労定着支援事業の利用者数及び事業所の割合

本町には就労移行支援事業所、就労定着支援事業所が設置されていないことから、就労移行支援、就労定着支援を利用する場合は雲南圏域の事業所を利用することとなります。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
(1)令和 3 年度の一般就労移行者数	0 人	令和 3 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数値	考え方
(2)(1)のうち 令和 3 年度の就労移行支援利用者数	0 人	令和 3 年度において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】就労移行支援利用者数	1 人	令和 8 年度において就労移行支援事業所を利用した者の数

項目	数値	考え方
(3)(1)のうち 令和 3 年度の 就労継続支援 A 型事業所利用者数	0 人	令和 3 年度において就労継続支援 A 型事業所を利用した者の数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業所利用者数	0 人	令和 8 年度において就労継続支援 A 型事業所を利用した者の数

項目	数値	考え方
(4)(1)のうち 令和 3 年度の 就労継続支援 B 型事業所利用者数	0 人	令和 3 年度において就労継続支援 B 型事業所を利用した者の数
【目標値】 就労継続支援 B 型事業所利用者数	1 人	令和 8 年度において就労継続支援 B 型事業所を利用した者の数

項目	数値	考え方
(5)(1)のうち 令和 3 年度の 就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 3 年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 就労定着支援事業利用者の割合	0%	令和 8 年度において就労定着支援事業を利用した者の割合

項目	数値	考え方
(6)定着率 7 割以上の 就労定着支援事業所数	1	令和 8 年度における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の数
就労定着支援事業所総数	1	令和 8 年度における就労定着支援事業所の総数
【目標値】 就労定着率が 8 割以上の 就労定着支援事業所の割合	100%	令和 8 年度において就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標値

<本町の考え方>

国の基本方針では、「児童発達支援センター」や重症心身障がい児を支援する「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス」を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上に設置、「保育所等訪問支援」の体制構築、「医療的ケア児支援のための協議の場」の設置をすることとしています。

全国的にも設置が困難であるため、第 7 期計画において引き続き目標がスライドされ、令和 8 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所を整備することとなっております。

本町では、雲南圏域で「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス」の設置、「保育所等訪問支援」の体制構築が既にされていますが、「児童発達支援センター」については引き続き設置を検討するとともに、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置することとします。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
(1)【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末の設置数
(2)【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制	1 か所	令和 8 年度末の設置数

(3)【目標値】 障がい児の地域社会への 参加・包容の（インクルージョン） 推進体制の構築	1 か所	令和 8 年度末の設置数
(4)【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児 童発達支援事業所の確保	0 か所	令和 8 年度末の設置数
(5)【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放 課後等デイサービス事業所の確保	0 か所	令和 8 年度末の設置数
(6)【目標値】 医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	1 か所	令和 8 年度末の設置数
(7)【目標値】 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	0 か所	令和 8 年度末の設置数

(7) 相談支援体制の充実・強化に関する目標値

<本町の考え方>

国の基本方針では、相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、第 7 期計画において、次の具体的目標を掲げます。

<具体的目標>

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等 による専門的な指導・助言件数	4 件	4 件	4 件
【目標値】 地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	4 件	4 件	4 件
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数	4 回	4 回	4 回

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標値

<本町の考え方>

国の基本方針では、各都道府県や市町村において障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築することが求められています。第7期計画において、次の具体的目標を掲げます。

<具体的目標>

障がい福祉サービス等の質の向上のための取組

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（実施回数）	1回	1回	1回

(9) 発達障がい者等に対する支援

<本町の考え方>

平成28年に発達障害者支援法が一部改正され、各都道府県や市町村において発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応じることができるようにするため、相談体制の整備が求められています。

第7期計画において、次の具体的目標を掲げます。

ただし、ペアレントメンターの配置やピアサポート活動等については県等と連携して取組むこととし、具体的な数値目標は設定しないこととします。

<具体的目標>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標値】 発達障がい者地域支援協議会（開催回数）	0回	0回	0回
【目標値】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等（実施者数）	3人	3人	3人
【目標値】 ペアレントメンター（人数）	－人	－人	－人
【目標値】 ピアサポートの活動（参加人数）	－人	－人	－人

3. 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

<本町の考え方>

第6期計画では、アンケート調査の結果から利用料が上昇すると想定して見込量を設定していましたが、大幅な上昇では無く、第6期計画においても、アンケート調査の結果から利用量が上昇すると想定しつつ見込量を抑えて設定しました。

なお、以下全ての令和4年度実績数値は、令和5年9月末時点での実績となります。

ア 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。

ウ 同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。

エ 行動援護

行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援などを行います。

オ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

<年度別月あたりサービス見込量>

訪問系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	見込量	20 時間/月	20 時間/月	20 時間/月
行動援護 重度障害者等包括支援	実利用 見込者数	5 人	6 人	6 人

参考

第6期計画実績(見込量)		平成3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用量	24 時間/月 (14 時間/月)	12 時間/月 (18 時間/月)	10 時間/月 (22 時間/月)
行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	8 人 (4 人)	3 人 (5 人)	3 人 (6 人)

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

<本町の考え方>

生活介護を利用する場合、本町の利用者は施設入所支援と併用してサービスを利用しているケースが大半を占めています。第6期計画では施設入所者の地域移行が難しいことを踏まえつつも、新規利用者の微増を想定して見込量を設定しましたが、第7期では同水準程度で推移していくことを想定して見込者数を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

生活介護	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	348人日	348人日	348人日
実利用見込者数	16人	16人	16人

参考

第6期計画実績(見込量)	平成3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	303人日 (238人日)	336日 (255人日)	342日 (272人日)
利用者数	18人(14人)	17人(15)	16人(16人)

イ 自立訓練

自立した日常生活や社会活動ができるよう、身体機能や生活能力向上の訓練をします。

<本町の考え方>

機能訓練及び生活訓練について、第5期計画では1人の利用者がありましたが、第6期計画以降は利用がないため、今後も利用が増えることは想定できない状況です。

第7期計画では、第6期の実績を踏まえた見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

自立訓練(機能訓練)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人日	0人日	0人日
実利用見込者数	0人	0人	0人

参考

第6期計画実績(見込量)	平成3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	0人日(0人日)	0人日(0人日)	0人日(0人日)
利用者数	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)

<年度別月あたりサービス見込量>

自立訓練(生活訓練)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	0 人日	0 人日	0 人日
実利用見込者数	0 人	0 人	0 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	平成 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用量	1 人日 (0 人日)	0 人日 (0 人日)	0 人日 (0 人日)
利用者数	1 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

ウ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント※の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業です。就労アセスメントの結果をもとに、ハローワークや就労移行支援事業所等とも連携を図りながら支援を実施します。

<本町の考え方>

本サービスは、令和 7 年度を目途に開始される予定のサービスです。

令和 7 年度以降の利用見込みを 1 人としました。

<年度別月あたりサービス見込量>

就労選択支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	0 人日	8 人日	8 人日
実利用見込者数	0 人	1 人	1 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	－人 (－人)	－人 (－人)	－人 (－人)

エ 就労移行支援

一般就労等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用※、障害者委託訓練※等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。

<本町の考え方>

本町には就労移行支援を実施している事業所が整備されていないため、近隣自治体の事業所でサービスを利用する必要があります。平成 27 年度から特別支援学級の卒業生が就労継続支援 B 型を利用する際、就労移行支援事業所等による就労アセスメント※が必要となったことを踏まえ、第 7 期計画の見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

就労移行支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	20 人日	20 人日	20 人日
実利用見込者数	1 人	1 人	1 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	平成 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用量	0 人日 (5 人日)	0 人日 (5 人日)	0 人日 (5 人日)
利用者数	1 人 (1 人)	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)

オ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型である A 型と非雇用型である B 型があります。

<本町の考え方>

A 型事業所は雲南圏域に 1 か所整備されていますが、利用する場合は本町から通所で利用することもあり現在は利用がありません。第 6 期計画では 1 人の松江市事業所の利用があり、今後の利用現状を踏まえた第 7 期計画の見込量を設定しました。

B 型事業所は、平成 22 年 4 月から町内事業所によるサービスが開始され、平成 24 年 4 月に 2 つ目の事業所が設置されています。第 6 期計画の利用者数、利用量を踏まえ、利用者がやや増加すると予想して、第 7 期計画の見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

就労継続支援A型	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	22 人日	44 人日	44 人日
実利用見込者数	1 人	2 人	2 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	40 人日 (65 人日)	21 人日 (65 人日)	21 人日 (86 人日)
利用者数	2 人 (3 人)	1 人 (3 人)	1 人 (4 人)

<年度別月あたりサービス見込量>

就労継続支援B型	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	494 人日	511 人日	528 人日
実利用見込者数	29 人	30 人	31 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	464 人日 (478 人日)	489 人日 (491 人日)	490 人日 (504 人日)
利用者数	32 人 (36 人)	36 人 (37 人)	29 人 (38 人)

力 就労定着支援

就労移行支援などを経て一般就労した障がい者について、就労に伴う生活面の課題（生活リズム、家計や体調の管理など）に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

<本町の考え方>

平成 30 年度から追加されたサービスですが、現在利用はありません。

令和 7 年度以降の利用見込みを 1 人としました。

<年度別サービス見込量>

就労定着支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	0 人	1 人	1 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護及び日常生活のサービスを提供します。

<本町の考え方>

第 6 期計画では、利用予定者の状況を見込んで見込量を設定し利用者は 5 人となりました。第 7 期計画では、利用者がそのまま推移すると想定して見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

療養介護	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	5 人	5 人	5 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3 人 (3 人)	5 人 (4 人)	5 人 (5 人)

ク 短期入所

自宅で障がい者を介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<本町の考え方>

第6期計画では、自宅で生活している方で利用が必要な方は増加していくと予測しています。現在1名の利用者があり、第7期計画では緊急時の対応や親亡き後の生活等を見据えた体験利用も見込まれることから、見込量を2人と設定しました。なお、第7期計画でも福祉型と医療型に区別して見込量を設定しています。

<年度別月あたりサービス見込量>

短期入所(福祉型)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	28人日分	56人日分	56人日分
実利用見込者数	1人	2人	2人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	31人日 (28人日)	30人日 (28人日)	26人日 (28人日)
利用者数	1人(5人)	1人(5人)	1人(5人)

<年度別月あたりサービス見込量>

短期入所(医療型)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	4人日	4人日	4人日
実利用見込者数	1人	1人	1人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	0人日(4人日)	0人日(4人日)	0人日(4人日)
利用者数	0人(1人)	0人(1人)	0人(1人)

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等の支援をします。

<本町の考え方>

平成 30 年 4 月から追加されたサービスですが、現在、雲南圏域内において事業所が設置される見込みもなく、現状において利用は困難であると予測して見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

自立生活援助	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	0 人	0 人	0 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

イ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、グループホームで共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。利用者の状況に合わせて入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。

<本町の考え方>

本町では、平成 23 年度の事業としてグループホームを設置しましたが、第 6 期計画では見込量に対してやや低い実績となりました。第 7 期計画では、今後の地域移行者や在宅からの入居希望者の状況を勘案し、見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

共同生活援助	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	14 人	15 人	16 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	16 人 (17 人)	15 人 (18 人)	14 人 (19 人)

ウ 施設入所支援

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事等のサービスを提供します。

<本町の考え方>

第6期計画では、現在の利用状況と今後の地域移行を勘案して見込量を設定しました。第7期計画では、利用実態を踏まえて利用者が微増すると想定して見込量を設定しました。

<年度別月あたりサービス見込量>

施設入所支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	13人	13人	13人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	12人(10人)	13人(10人)	13人(10人)

(4) 相談支援サービス

ア 計画相談支援

障害福祉サービスの利用希望者に対し、支給決定時にサービス等利用計画を作成し、障がい者が適切なサービスを受けられるよう支援します。

支給決定後は定期的なモニタリング（見直し）により、状況に応じたサービスが受けられるよう支援します。

<本町の考え方>

障害者総合支援法では、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者がサービス等利用計画作成の対象者となります。第6期計画では、新規利用者数や利用者のモニタリング回数を考慮して見込量を設定しました。第7期計画では、利用実態を踏まえて利用者が微増すると想定して見込量を設定しました。障がい児に関する計画相談支援については、第4期計画から障害児相談支援として見込量を設定しており、第7期計画もそのまま推移すると予測しています。

<年度別月あたりサービス見込量>

計画相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	19人	20人	20人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	20人(17人)	18人(18人)	19人(18人)

イ 地域移行支援

主に施設入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が、退所・退院して地域移行する際、住居の確保や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援など、社会復帰を目指すための支援をします。

<本町の考え方>

福祉施設からの地域移行が求められる中、第6期計画では、利用者1名程度を見込み量として設定しました。第7期計画でも利用者1名程度を予測しています。

<年度別サービス見込量>

地域移行支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	1人	1人	1人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人(1人)	0人(1人)	0人(1人)

ウ 地域定着支援

障がい者のうち、施設や病院から地域に移行した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談、訪問、対応などを行います。

<本町の考え方>

第6期計画では、第5期計画の実績を踏まえて見込量を設定しましたが、利用者はありませんでした。第7期計画も利用者はないものと予測しています。

<年度別サービス見込量>

地域定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)

(5) 障害児通所支援サービス

ア 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

<本町の考え方>

町内に事業所がないため、町外の事業所に依存していることが課題となっています。

第3期計画では、第2期計画における実績を踏まえ、利用者が未就学から小学校へ進級することと踏まえて見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

児童発達支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	12人日	15人日	18人日
実利用見込者数	4人	5人	6人

参考

第2期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	14人日 (9人日)	11人日 (3人日)	13人日 (6人日)
利用者数	5人(4人)	4人(1人)	4人(2人)

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた児童へ、児童発達支援及び治療を行います。

<本町の考え方>

第3期計画では、第2期計画における期間における実績を踏まえて見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

医療型児童発達支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人日	0人日	0人日
実利用見込者数	0人	0人	0人

参考

第2期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	0人日(0人日)	0人日(0人日)	0人日(0人日)
利用者数	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)

ウ 放課後等デイサービス

支援の必要な障がい児が授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

<本町の考え方>

サービス内容から、町外でサービスを受けることは少ないと思われましたが、第2期計画期間において5名のサービス登録があり、平日利用は2名、長期休暇時に5名の利用実績がありました。第3期計画では、利用者が未就学から小学校へ進級することも踏まえて見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

放課後等デイサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	36人日	43人日	50人日
実利用見込者数	5人	6人	7人

参考

第2期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	2人日 (10人日)	33人日 (16人日)	36人日 (16人日)
利用者数	4人(5人)	5人(8人)	5人(8人)

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通っており専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

<本町の考え方>

町内で利用できるサービスです。第2期計画期間では今後の増加を予測して見込量を設定したところ、1人の利用があったのみです。第3期計画では、利用者が未就学から小学校へ進級することも踏まえて見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

保育所等訪問支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	12人日	12人日	12人日
実利用見込者数	1人	1人	1人

<参考>

第2期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	0人日(4人日)	0人日(1人日)	0人日(2人日)
利用者数	1人(4人)	0人(1人)	0人(2人)

オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児など児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

<本町の考え方>

現在、雲南圏域内において事業所が設置される見込みもなく、現状において利用は困難であると予測して見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

居宅訪問型児童発達支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	0 人日	0 人日	0 人日

カ 障害児相談支援

障がい児が障害児通所施設を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所開始後一定期間ごとにサービスの見直しを行います。

<本町の考え方>

第 4 期計画から障害児相談支援として見込量を設定しており、第 7 期計画もそのまま推移すると予測しています。

<年度別サービス見込量>

障害児相談支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	9 人	10 人	11 人

参考

第 2 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	3 人 (9 人)	4 人 (10 人)	4 人 (11 人)

※ () 内、第 6 期見込み量は月平均ではない。

キ 障がい児の子ども子育て支援

<本町の考え方>

令和 5 年 4 月 1 日現在の利用状況を元に、今後の増加を予測して見込量を設定しました。

<年度別サービス見込量>

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所（※保育所型認定こども園を含む）	4 人	4 人	5 人	5 人
認定子ども園（幼保連携型・地方裁量型）	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園（※幼稚園型認定こども園を含む）	0 人	0 人	0 人	0 人
地域型保育事業所	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後児童クラブ	20 人	20 人	20 人	20 人

4. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、町の実態に合わせて障がい福祉施策が行えるよう、様々なサービスが用意されています。

令和5年度までの事業実施に関する考え方及び年度あたりの見込量は、次のとおりです。

(1) 相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域で生活していくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

雲南圏域障がい者総合支援協議会（総合支援協議会）において、圏域内の相談支援事業所と連携して学びの機会を創出し、困難事例にも対応できるよう相談支援員の知識等の向上に努めています。

令和元年度より町内で相談支援事業所を再開した事業所へ基幹相談支援センター業務を委託し、現在、町内1事業所、町外3事業所にも相談支援事業を委託して対応している状況です。

第7期計画においても、雲南市の3事業所及び町内設置の基幹相談支援センターを含む4事業所に委託して事業実施を行い、委託を行っていない事業所とも連携しながら相談支援事業の充実を図ります。

<年度別見込量>

相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業実施見込み箇所	5	5	5
総合支援協議会実施見込の有無	有	有	有

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業実施見込み箇所	(5)	(5)	(5)
総合支援協議会実施見込の有無	(有)	(有)	(有)

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい及び精神障がい判断能力が不十分である一定の要件に該当する障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年度から必須事業となっており、第 3 期計画から目標値を設定するものの、これまで利用実績がなかったことから、具体的な数値を設定していませんでしたが、第 4 期計画以降からは目標値を設定して事業を実施しております。

第 6 期計画時において、2 件の成年後見人制度（後見人）開始申立がありました。いずれも親族申し立てですが、高齢化にともない今後は需要が増加する見込みです。

第 7 期計画でも法人後見事業を実施している飯南町社会福祉協議会と連携を図り、利用者へ支援を行います。

<年度別見込量>

成年後見制度利用支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業 実利用見込者数	1 人	1 人	1 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

本町では、手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業及び手話通訳者設置事業について、雲南市・奥出雲町・飯南町の広域事業として、雲南圏域の事業所に委託して実施しています。

第 6 期計画では制度の周知を図りながら、利用者数の増加を予測して見込量を設定しました。

第 7 期についても同程度で推移していくと見込んでいます。

<年度別見込量>

意思疎通支援	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記奉仕員 派遣事業の実利用見込数	1 件	1 件	1 件
手話通訳者設置事業の実設置見込者数	65 人	65 人	65 人

参考

第 6 期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記奉仕員 派遣事業の実利用見込数	65 件 (1 件)	73 件 (1 件)	件 (1 件)
手話通訳者設置事業の実設置見込者数	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)

(4) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を支給します。

第7期計画では、ストマ※用装具等をはじめ用具の種類ごとの給付等見込み件数を、実績に基づき算出しました。

<年度別見込量>

日常生活用具給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排せつ管理支援用具	100件	100件	100件
住宅改修費	1件	1件	1件

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件(1件)	0件(1件)	0件(1件)
自立生活支援用具	2件(1件)	1件(1件)	0件(1件)
在宅療養支援用具	3件(1件)	0件(1件)	0件(1件)
情報・意思疎通支援用具	1件(1件)	0件(1件)	0件(1件)
排せつ管理支援用具	136件 (100件)	118件 (100件)	108件 (100件)
住宅改修費	1件(1件)	0件(1件)	0件(1件)

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として実施します。

①個別支援型

個別的支援が必要な障がい者に対するマンツーマンによる支援を行います。

②グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地や同一イベントへの参加等の複数人同時支援を行います。

③通学支援型

特別支援学校へ通学するための支援を行います。

第7期計画では、整備されたサービスの実績を基に、今後の利用予定者を勘案して見込量を設定しました。

<年度別見込量>

移動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数	4人	4人	4人
延べ利用見込み時間数	500時間	500時間	500時間

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3人(4人)	3人(4人)	3人(4人)
延べ利用時間数	114時間 (325時間)	471時間 (325時間)	471時間 (325時間)

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がいのある方に創作的活動や生産活動の場を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。

定員規模や事業者によって活動内容が異なります。

現在、雲南圏域一市二町で雲南市の事業所にⅠ型事業所を委託しており、町内ではⅢ型事業所を1カ所設置している状況です。

●地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するセンターです。

●地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するセンターです。

●地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を、概ね5年以上実施しているセンターです。

第7期計画では、利用者の状況や事業所の整備状況等を考慮して見込量を設定しました。

<年度別見込量>

地域活動支援センター		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数		2カ所	2カ所	2カ所
内訳	Ⅰ型事業所	1カ所	1カ所	1カ所
	Ⅱ型事業所	0カ所	0カ所	0カ所
	Ⅲ型事業所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他事業所	0カ所	0カ所	0カ所

参考

第6期計画実績（見込量）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数		2カ所	2カ所	2カ所
内訳	Ⅰ型事業所	1カ所（1カ所）	1カ所（1カ所）	1カ所（1カ所）
	Ⅱ型事業所	0カ所（0カ所）	0カ所（0カ所）	0カ所（0カ所）
	Ⅲ型事業所	1カ所（1カ所）	1カ所（1カ所）	1カ所（1カ所）
	その他事業所	0カ所（0カ所）	0カ所（0カ所）	0カ所（0カ所）

(7) 社会参加支援事業

障がい者の地域生活を支え、社会参加を促進するために交流活動や環境等を提供し、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要となる障がい者支援施策を進めていきます。

本町ではレクリエーション活動等支援事業、芸術文化活動振興事業、本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業を、雲南市・奥出雲町・飯南町の広域事業として、雲南市の事業所に委託して実施しています。

第6期計画では、雲南圏域で実施している事業は、引き続き同様の内容での実施を見込んでいますが、町内で可能な事業に関しては町内で実施できるよう、関係機関と協議・検討していきます。

●レクリエーション活動等支援事業

障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するために、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

●芸術文化活動振興事業

障がい者の作品展や音楽会など文化イベントを実施し、芸術活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

●点字、声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要な情報等を定期的に障がい者等に提供します。

●本人活動支援事業

知的障がい者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、知的障がい者の権利の確立及び自立のために社会に働きかけるなどの活動を支援します。

●ボランティア活動支援事業

精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供や、精神障がい者に対するボランティア活動等の支援を行います。

●自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得や自動車の改造等に掛かる費用の一部を助成し、社会への参加を促進します。

(8) 日常生活支援事業

障がい者へ日常生活上必要な訓練・指導や介護者の負担軽減などの支援を行うことで、生活の質的向上を図り、障がい者が自立した日常生活を営むことを目的として実施します。

●日中一時支援事業

障がい者に日中における活動の場を確保し、障がい者の就労支援及び家族の介護負担の軽減を図ります。

第7期計画では、利用者の実績を踏まえて障害福祉サービスへの変更等を考慮し、今後の見込量を設定しました。

<年度別見込量>

日中一時支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	3人	3人	3人
実施見込箇所数	2か所	2か所	2か所

参考

第6期計画実績(見込量)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2人(3人)	4人(3人)	3人(3人)
実施箇所数	2か所(2か所)	2か所(2か所)	2か所(2か所)

●生活訓練等事業

障がい者に対し日常生活上必要な訓練、指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

パソコン教室：職場での簡単な操作業務に対応するための技術を習得する。

料理教室：栄養管理士による指導を通じて、食生活の見直しや改善を図る。

(9) 就業・就労支援事業

障がい者の就業・就労の促進を通じて、障がい者がその能力を最大限発揮し、多様な可能性に挑戦できるよう、本町では次の事業を実施します。

●更生訓練費給付事業

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、自立訓練を利用している方、または身体障害者更生援護施設（療護施設を除く）に入所している方で、一定の所得以下の方に訓練経費を給付し、社会復帰の促進を図ります。

●知的障がい者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、利用者を一定期間、職親（私人等）に預け、生活指導や技能習得訓練等を行うことにより、就職等に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着を高め、福祉の増進を図ります。

(10) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者福祉に理解と熱意のある方に対して「手話奉仕員」としての手話表現技術等の講習を行うことにより、手話の普及を図り、聴覚障がい者が円滑に意思疎通できる環境づくりを進めます。

本町では、雲南市・奥出雲町・飯南町の広域事業として、雲南市の事業所に委託して実施しています。

(11) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

- ・ 障がい者やその家族が互いの悩みを共有、情報交換のできる交流会活動支援
- ・ 障がい者を含めた地域における災害対策活動支援
- ・ 地域で障がい者が孤立しないための見守り活動支援
- ・ 障がい者が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援、障がい者に対する社会復帰活動支援
- ・ その他事業の目的を達成するために有効な支援

資料編

1. 飯南町障がい(者)福祉計画策定委員会

委員名簿

分 野	氏 名		所属等
民 生 委 員	◎	那須 久三	飯南町民生児童委員協議会
障 が い 者 団 体	○	信高 正美	飯南町身体障がい者協会
		藤原 稔	飯南町家族会(やまゆりの会)
障がい福祉関係事業者		三上 昭彦	NPO法人 晴雲の里
		松本 大悟	株式会社あゆみ あゆみの里
社 会 福 祉 協 議 会		田中 綾野	飯南町社会福祉協議会
相 談 支 援 事 業 者		岡田 かおる	株式会社あゆみ 飯南町基幹相談支援センター
		石橋 基紀	飯南町社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所
地域生活支援事業 関係団体		金子 順子	移動支援事業 補助員

◎委員長 ○副委員長

2. 飯南町障がい福祉計画 策定経過

年月日	内 容	
令和5年 10 月3日	第1回策定委員会	①計画策定の趣旨と視点 ②計画策定スケジュール ③アンケート調査及びヒアリング調査の実施概要
令和5年 10 月 30 日 ～11 月 20 日	アンケート調査	調査対象：飯南町福祉事務所が把握する障がい者 (334 件) 有効回答数：201 件
令和5年 10 月 31 日 ～11 月 29 日	ヒアリング調査	調査対象：飯南町内における関係機関等（7 件）
令和6年1月 11 日	第2回策定委員会	①アンケート調査結果報告 ②ヒアリング調査結果報告 ③飯南町障がい者福祉計画（素案）
令和6年 2 月 29 日	第3回策定委員会	①飯南町障がい者福祉計画（案）
令和6年 月 日 ～ 月 日	パブリックコメント	①飯南町障がい者福祉計画（案）の公表
令和6年 月 日	計画策定	①飯南町障がい者福祉計画策定

3. 用語解説

あ

IT	情報技術のことで、コンピュータやデータ通信に関する技術の総称
インフォーマルサービス	公式なサービスではないこと
NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
オストメイト	癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのためのストマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことをいう。単に人工肛門保有者、人工膀胱保有者とも呼ぶ

か

ガイドヘルパー	視覚障がい者や、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人
学習障がい(LD)	全般的な知能の水準や身体機能に障がいは見られないが、読み書き・計算や注意の集中といった能力に欠けるために学習が困難な状態
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業など、様々な相談業務を総合的に行う施設
共生社会	性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して共に生きていくことができる社会
緊急通報システム	急病や異常事態の通報に、24 時間体制で警備会社の職員が素早く対応し、主に独居高齢者や障がい者世帯の安全を確保する仕組みのこと。町が警備会社と委託契約を結んで実施している
グループホーム	障がい者が地域で共同生活をする場で、主に夜間や休日に、利用者の相談や日常生活上の援助が提供される施設。相談等の日常生活上の援助が必要な障がい者を対象とする
高機能自閉症(HA)	3 歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される
高次脳機能障がい	病気や交通事故など様々な原因により、脳の一部に損傷を受け、その後遺症として、記憶したり、考えをまとめたり、物事を判断して段取りをするなどの脳の機能（高次脳機能）がうまく働かなくなる障がいのこと
共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう創設されたサービスのこと

サービス等利用計画	障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障がい者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行う
就労アセスメント	一般就労や就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）の利用を希望する障がい者に対して、就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握するために行われるもの
障害者委託訓練	各都道府県に障害者職業訓練コーディネーターを配置し、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して実施しており、障がい者は個々の障がいに対応した訓練を受けることができる
障害者基本法	障がい者の、あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施設に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている
障害者週間	平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されている
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された法律
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法を見直し、平成 25 年に施行された法律。日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられている
障害児通所支援	児童福祉法に基づいて、障がい児を対象に行われる「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」のサービスの総称
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づいて、障がい者や難病患者を対象に行われる様々なサービスの総称。障害福祉サービスは、介護を目的とした「介護給付」と訓練等を目的とした「訓練等給付」に分類される
指定難病	難病のうち、難治度、重症性が高く、さらに患者数の少ない 330 の疾患を指す。これらについては「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立や普及を図り、医療費の給付により患者の負担を軽減している

ジョブコーチ	障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える役割を果たす人。仕事への適応や、職場でのコミュニケーションにおける支援を行う
総合支援協議会	障がい者福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい者当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会
ストマ	消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便または尿を排泄するために増設された排泄口のことである。ストマを持つ人をオストメイトと呼ぶ
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理などを行う制度
相談支援	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が中心となって障害福祉サービスの利用に係る相談や、日々の困り事の相談など、様々な相談を受けること
相談支援専門員	障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用するため、適切なサービス利用となるようにサービス等利用計画を作成する人のこと。サービス等利用計画を作成した後も、定期的なモニタリングを行う

た

地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制のこと。各市町村においては、第5期障害福祉計画期間中にその整備を進めることとされている
地域生活支援事業	障害者総合支援法による障がい者の福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。そのうち「地域生活支援事業」は、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として定められており、平成18年10月から行われている
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること
注意欠陥多動性障がい(AD/HD)	多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がいもしくは行動障がい
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと

特別支援教育	特別支援学校（盲・聾・養護学校）、特別支援学級などに在籍する児童・生徒だけでなく、通常の学級に在籍している、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症（H A：知的発達の遅れを伴わない自閉症）などの発達障害の子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育
トライアル雇用	企業が労働者を短期の試用雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指す仕組み。公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって特定の労働者を短期間（最大3か月）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる

な

難病	難治性疾患のこと。原因が定かではなく、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
ニーズ	（障がい当事者が）必要としていること、要求、要望
ノンステップバス	出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バスの一種 床面高さは概ね 35cm 以下のものを指す

は

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障害（LD）、注意欠陥障害（AD／HD）、その他類似の障がいであり、通常低年齢に現れる症状のうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいを指す
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多い。より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている
補装具	身体障がい者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いすがあり、杖・義眼・補聴器などもこれにあたる

ま

モニタリング	サービス等利用計画に照らして、現在提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、相談支援員等が観察、把握、評価すること
--------	--

や

ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮して作られた汎用性のある施設、製品、情報の設計（デザイン）を指す
------------	---

ら

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる
リハビリテーション	障がいを抱える人やケガ・病気の人等が、機能回復や社会復帰を目指す機能回復訓練のこと
レスパイト	一時休息のこと。短期入所等で障がい者を一時的に預かることで介護者の負担を軽減することを目的とする

飯南町障がい者福祉計画・

第 7 期飯南町障がい福祉計画・第 3 期飯南町障がい児福祉計画

令和6年3月策定

発行：飯南町福祉事務所

〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原 2064

TEL (0854)72-1773 FAX(0854)72-1775